

平成26年12月
大竹市議会定例会（第6回）議事日程

平成26年12月4日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|--------|---|-----------------|
| 第 1 | | 会期決定について | |
| 第 2 | | 一般質問 | |
| 第 3 | 議案第60号 | 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定について | 生活環境付託 |
| 第 4 | 議案第61号 | 大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について | |
| 第 5 | 議案第66号 | 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について | 生活環境付託 (一 括) |
| 第 6 | 議案第67号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | |
| 第 7 | 議案第71号 | 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について | 生活環境付託 |
| 第 8 | 議案第72号 | 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について | 生活環境付託 |
| 第 9 | 議案第73号 | 大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定について | 生活環境付託 |
| 第10 | 議案第62号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 総務文教付託 (一 括) |
| 第11 | 議案第69号 | 大竹市放課後児童クラブ条例の一部改正について | |
| 第12 | 議案第63号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について | 総務文教付託 |
| 第13 | 議案第59号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について | 即 決 |
| 第14 | 議案第64号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 総務文教付託 (一 括) |
| 第15 | 議案第65号 | 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について | |
| 第16 | 議案第68号 | 大竹市公園条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第17 | 議案第70号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について | 生活環境付託 |
| 第18 | 認 第12号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度大竹市一般会計補正予算（第3号）） | 即 決 |
| 第19 | 議案第74号 | 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号） | 総務文教付託 |

+

| | | | |
|-----|------------|------------------------------------|-----------------|
| 第20 | 議案第75号 | 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 総務文教付託 (一 括) |
| 第21 | 議案第76号 | 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号) | |
| 第22 | 議案第77号 | 平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号) | |
| 第23 | 議案第78号 | 平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | |
| 第24 | 議案第79号 | 平成26年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号) | 総務文教付託 |
| 第25 | 平成26年請願第5号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択について | 生活環境付託 |
| 第26 | 平成26年陳情第1号 | 大竹市議会議員定数の削減を求める陳情について | 議会運営付託 |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会期決定について(表決)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第60号から日程第 9 議案第73号(説明・付託)
- 日程第10 議案第62号から日程第11 議案第69号(説明・付託)
- 日程第12 議案第63号(説明・付託)
- 日程第13 議案第59号から日程第15 議案第65号(説明・表決・付託)
- 日程第16 議案第68号(説明・付託)
- 日程第17 議案第70号(説明・付託)
- 日程第18 認 第12号から日程第23 議案第78号(説明・表決・付託)
- 日程第24 議案第79号(説明・付託)
- 日程第25 平成26年請願第5号(付託)
- 日程第26 平成26年陳情第1号(付託)

○出席議員(16人)

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 寺岡公章 | 2番 | 和田芳弘 |
| 3番 | 大井 涉 | 4番 | 網谷芳孝 |
| 5番 | 藤井 馨 | 6番 | 乃美晴一 |
| 7番 | 児玉朋也 | 8番 | 北林 隆 |
| 9番 | 山崎年一 | 10番 | 細川雅子 |
| 11番 | 上野克己 | 12番 | 原田 博 |
| 13番 | 二階堂 博 | 14番 | 田中実穂 |
| 15番 | 西川健三 | 16番 | 山本孝三 |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市長
 副市長
 教育部長
 総務部長
 市民生活部長
 健康福祉部長兼
 福祉事務所長
 建設部長
 上下水道局長
 消防長
 総務課長兼任選挙
 管理委員会事務局長
 企画財政課長
 自治振興課長
 社会健康課長
 保険介護課長
 監理課長
 土木課長
 都市計画課長
 上下水道局業務課長
 総務学事課長
 生涯学習課長

入山欣郎
 大原豊
 大石泰
 太田勲男
 青森浩治
 正木丈治
 大和伸明
 稲田正文
 西岡靖成
 米中和成
 吉岡和範
 吉田茂文
 政岡修
 佐伯隆文
 香川晶則
 平田安希雄
 下隠俊作
 重本隆男
 野崎光弘
 橋村哲也

○出席した事務局職員

議会事務局長
 議事係長

福重邦彦
 三浦暁雄

十

会期決定について

平成26年12月大竹市議会定例会（第6回）の会期を、次のとおり定める。
平成26年12月4日提出

大竹市議会議長 寺岡 公章

自 平成26年12月 4日

15日間

至 平成26年12月18日

会期日程表

| 期 日 | | 会 議 | | 付 記 |
|-------|---|-------|-------------------------------|---|
| 月 日 | 曜 | 本会議 | 委 員 会 | |
| 12. 4 | 木 | 本会議 | | ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願・陳情上程（付託） ・散会 |
| 5 | 金 | (予備日) | | |
| 6 | 土 | 休 会 | | |
| 7 | 日 | | | |
| 8 | 月 | | 総務文教委員会 | 付託案件審査 10時～ |
| 9 | 火 | | 生活環境委員会 | 付託案件審査 10時～ |
| 10 | 水 | | 岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会 | 10時～ |
| 11 | 木 | | 安心安全対策特別委員会 議会運営委員会 | 10時～ |
| 12 | 金 | | | |
| 13 | 土 | | | |
| 14 | 日 | | | |
| 15 | 月 | | | |
| 16 | 火 | | | |
| 17 | 水 | | | |
| 18 | 木 | 本会議 | | ・決算特別委員長報告（表決） ・一般議案委員長報告（表決） ・請願・陳情委員長報告（表決） ・閉会 |

平成26年12月大竹市議会定例会（第6回）

一般質問通告表

1 16番 山本孝三 議員
質問方式：一括

教育行政について

- ・放課後児童の育成・活動について
- ・図書館及び学校への司書の配置について
- ・教育委員会制度「改正」内容と市の見解と対応について

介護保険事業について

- ・介護事業3ヶ年計画の策定にむけた取り組み状況
- ・保険事業「改定」と市の対応について

2 10番 細川雅子 議員
質問方式：一問一答

「元気いっぱい夢いっぱい」の玖波小学校新校舎にしてください

玖波小学校は耐震化対策で建て直すことが決まり、先日議会に基本設計案が示されました。これから50年程度使うことが期待される新校舎です。玖波小学校の基本目標である「元気いっぱい夢いっぱいの学校づくり」を施設面からも後押ししていただきたいところです。施設面では①安心安全、②子どもがのびやかに過ごせる、③地域と共に、以上の3点を特に重点をおいての設計と聞きました。設計思想がどのように具現化されているか説明を求めます。

また、玖波地区では施設分離型での小中一貫教育を進めていくとのことですが、新校舎において特に配慮したところはどこでしょう。

地域や保護者への説明会でいただいた基本設計へのご意見や、我々議員からの提案に、今後どのような応え方をしていきますか。

公共施設等の相互的な管理による老朽化対策等の推進について

公共施設の老朽化が全国的課題となっています。国は、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって対策を立てることを推進しています。

本市は社会教育施設等の再編基本方針、橋梁長寿命化計画、水道ビジョンなど、それぞれが個別に計画を作成しています。総務省は、地方が所有する建築物だけでなく、道路・橋梁や公営企業の施設も含めた「公共施設総合管理計画策定」の指針を示し、計画策定への支援をとっているようです。国の指針と照らしあわせながら、施設の老朽化対策への手法・スケジュールなどについてお考えをお願いします。

「市民と共にまちづくり」どのように進めますか？

市民活動助成事業と市制施行60周年市民提案事業の経験をこれからのまちづくりにどのようにステップアップしましょうか。次への仕掛けについてお聞かせください。

3 12番 原田 博 議員

質問方式：一問一答

更なる健康づくり、健康増進に向けた施設の在り方について

市民の健康、安心の確保は、行政の運営上、極めて大きな課題です。特に、高齢化に伴う医療費の高騰は、財政上からも問題点であり、高齢者、若年者、現役世代を問わず、生活者、市民の健康増進、維持は、本市が継続して取り組むべき最優先目標です。

先に発行された広報おおたけ5月号、平成26年度当初予算主要事業には、健康増進事業の拡充、総額9,269万円の内訳として、「生活習慣病やその他の心身の健康に関する事項について、正しい知識の普及により、市民の健康意識を高めるとともに、医療機関などと連携して市民の健康の保持および増進を図ります。平成26年度からは、がんの早期発見・早期治療を促進するため、満40歳以上の方の大腸がん検診を無料化します。また、国民健康保険被保険者に対して、特定健康診査が、より受けやすい健診にするため、自己負担額を無料とします」とあります。健康を重視した、本市の強い意志が伝わってきます。

しかしながら、今からは、それらの方向性を確認しつつ、更なる健康増進、医療費の拡大を防ぐ事業が求められています。保健・医療・福祉にかかわる様々な拠点づくり、他の事業との連携・共同が図られる機能が、今後は必要だと考えます。

つまりは、事業が効果的に、できる体制・整備が重要です。市民生活に密接にかかわる大きな予算をいかにして効率的且つ充実できるか、限られた資産、今在る資源をどのように活用していくのか、行政の役割だと思います。

継続した事業の大切さは、否定するものではありませんが、更なる市民のための健康づくり、健康増進に向け、事業の見直しや新規事業が難しい環境であれば、それを改善しなければなりません。

さて、わたくしは平成26年9月議会で、平成24年3月に、社会教育施設の再編について、基本方針として方向性が示されました件につきまして、公共施設「社会教育施設等」の今後の取り組みについてと題し、一般質問をいたしました。また、具体的な結論に至ってはおりませんでした。

そのような状況下ではありますが、健康予防の事業が効率的・効果的に、実施ができることを加味した施設再編が望ましく、更なる健康予防行政を進めるにあたって、今後の展開についてのお考えを問います。

4

2番 和田 芳 弘 議員

質問方式：一問一答

空き家対策について

市内にある老朽家屋（台風や自然災害により倒壊のおそれのある家）に対して、市条例か空家等対策計画をつくりすみやかに撤去してもらいたいと思いますが、どのように考えているかお聞かせください。

5

6番 乃 美 晴 一 議員

質問方式：一問一答

空き家対策の今後について

1. 定住促進のためにする対策
2. 安全なまちづくりのためにする対策

市内街灯の管理について

地域で管理している街灯の今後について

+

10時00分 開会

○議長（寺岡公章） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第6回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、山崎年一議員、10番、細川雅子議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、諸般の報告について、請願・陳情集を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、条例の制定または一部改正について、各公共施設の指定管理者の指定について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて22案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会期決定について

○議長（寺岡公章） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長（寺岡公章） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） 今回、私がトップバッターということでいささか緊張しておりますが、2日に総選挙、衆議院解散による選挙が始まりました。御承知のように、この2年間の安倍政権のもとで、今国民の皆さんの間では秘密保護法の施行だとか集団的自衛権の行使だとか、こういったことを初めとして教育の問題、あるいは福祉にかかわっての一層の国民の負担増、さらには来年4月には消費税を10%に再値上げをするというふうなことが今度の選挙の大きな争点となっております。私は、少なくともこの2年間の安倍政権のいわゆるアベノミクスに対する国民の正確な審判が下されて、よりよい日本の政治が展開することを願ってやまないものであります。こうした思いを込めて教育行政に関しての幾つかの問題、さらには介護保険事業にかかわっての問題等について、質問をさせていただきます。

教育行政にかかわっては、既に御承知のように、1つには放課後児童健全育成事業なるものが新たに来年4月から施行される予定で、この12月議会にも、それに対応する条例も提出される運びになっておるようですが、このことに関しまして率直な質問をするんですが、大竹市の現在の児童、あるいは保護者の状況等を踏まえて、これまでは小学校3年まで、これが6年生までに拡大を対象としてはされるわけですが、状況は今、大竹市の場合どういうふうな見込みで新年度に向けての対応をなさろうとしておるのか、ひとつ説明をお願いしたいと思うんです。現行制度と新たに施行される新制度との比較の上で、より充実をした後退をしない方向での取り組みを願っております。

それで次の問題ですが、この問題も機会あるごとに要望を含めて私なりの質問、意見を述べてきましたけれども、学校図書室の充実、あるいは図書館の充実について、ことしの6月には一定の法改正もございましたが、こうした趣旨を踏まえて、新たな取り組みを積極的にお願いをしたいと思うんですが、とりわけ司書の配置、あるいは図書館事業等の予

算措置にかかわって、どのように市として活用を広げていくのか、ひいては児童生徒の教育に資する、そういう活動をより一層強めていただきたいというふうに思っておりますので、この学校図書室の充実、司書の配置、あるいは市の図書館等についての取り組みの状況について、市長なり教育長の見解を聞かせていただきたいと思います。

3番目の教育に関しては、地方教育行政の運営・組織に関する法改正がされましたが、この法改正の具体的な内容について、私自身余り勉強しておりません。私を含めて市民の皆さん方にわかりやすく、この制度の改正の内容、そしてまた市の考え方、これからの教育行政のあり方等について、率直な見解を聞かせていただきたいと思います。

次の介護保険事業についてでございますが、この問題も再三私が一般質問その他を通じて、この介護保険事業が大きく後退をして、これまでサービスを受けておられた要支援1と2、あるいは介護認定を受けておられる方でも特別養護老人ホームに入所する要件が厳しくなって、3以上の認定を受けていないと入所ができないというふうな制限が設けられる、あるいは費用負担もこれまで以上に重くなる、こういうふうなことがこの制度改正の中で言われております。大幅に介護の事業というのが、一層必要とする皆さん方には大きな負担となるような方向が打ち出されたように思っております。

それで、具体的に大竹市は今、平成27年、28年、29年、3カ年の介護保険事業についての事業の内容を計画としてこうするああするというふうな事業策定を取り組んでおるわけですが、法律の改正との関係で、この策定計画事業の取り組みは今どういう状況にあるのか、法改正との関係で市としての考え方なり、これからの介護保険事業のありようについて、市長の見解を伺いたいと思います。

少しはしょって冒頭の質問をしましたが、できるだけ実態を明らかにして、数字の上でもわかりやすく答弁をお願いをして、登壇しての質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 介護保険制度は、現に介護サービスを受けられている方だけではなくて、その御家族や元気に過ぎておられる高齢者の方々、市民の皆様にとりまして大変大きな関心ごとであろうかと思えます。制度改正の全容がなかなか見えてこない中で、たびたびにわたりまして、その中身につきまして市民の皆様のために御質問をいただいているというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の教育行政についての御質問につきましては、後ほど教育長からお答えいたしますので、まず2点目の介護保険事業につきましての御質問からお答えいたします。

本年の介護保険法の一部改正によりまして、平成27年4月1日以降、介護保険制度が大幅に改正される見込みです。

まず、要支援1または2の認定を受けた方が受けられる介護予防サービスのうち、訪問介護及び通所介護が市町村実施の介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業に移行いたします。この規定の施行日は平成27年4月1日となっておりますが、市町村にお

ける円滑な移行を図るための措置として、平成29年4月まで、最長2年間の猶予期間が設けられています。

本市では、現在、平成27年度からの3年間を計画期間とする第6期介護保険事業計画の策定に向け、大竹市老人福祉専門委員会を随時開催しています。9月の委員会において総合事業の移行時期に関する協議を行い、委員会からは、総合事業については、サービス基盤整備などの準備を十分に行った上で移行することが望ましいので、事業開始は平成29年4月にすべきとの意見をいただきました。この御意見を踏まえて、第6期計画への位置づけを行おうと考えています。

次に、総合事業の内容及びサービスの提供者などについて説明させていただきます。

総合事業は、市町村が、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体の参画を得て、多様なサービスの充実を図ることにより、地域の支え合い体制づくりを推進するとともに、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものでございます。

訪問系及び通所系のサービスが中心となる総合事業のサービス提供者には、既存の訪問介護・通所介護事業所のほか、運動や交流のための活動等を自主的に行っているNPOや住民ボランティアなども入ってきます。

本市では、2年間の猶予期間でサービス提供に関する準備を進める一方で、制度移行後に、要支援認定者がより充実したサービスを受けられるよう、新たなサービス提供者の掘り起こしを行うとともに、より多くの団体に事業に参加していただくよう、既存の団体等に対して積極的な働きかけを行う必要があると考えています。

続きまして、特別養護老人ホームの入所要件の見直しについてお答えいたします。

平成27年4月から、特別養護老人ホームの新規入所者は、原則、要介護3以上の中重度の方に限定されます。ただし、認知症の方や虐待を受けているなどのやむを得ない事情がある場合は、要介護1または2の方も例外的に入所が認められる検討がされているところでございます。

この場合には、施設から市町村に対して意見照会を行うほか、入所申し込みの時点でケアマネジャーから提供を受けた情報をもとに、施設が内部に設置した入所判定委員会がやむを得ない事情の有無を判断した上で、入所者を決定する仕組みとなることが検討されています。

最後に、第6期介護保険事業計画における施設整備等の見込みについてお答えいたします。

全国には多くの方が特別養護老人ホームの入所待機者となっている状況がありますが、本市の本年4月1日における入所待機者数は160名となっています。この中には、既に他の施設に入所されている方も含まれておりますので、さらに細かく分析したところ、一般的に、特別養護老人ホームへの入所が特に必要とされる在宅かつ要介護3以上の方は、約20人であるとの結論に至っています。この数字を見る限り、当面、大規模な施設の整備を進める必要はないと考えていますが、入所定員が29人以下の地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、高齢者人口のピークとされる2025年に向けた計画の中で、整備の有無及び整備する場合の時期等について研究してまいりたいと考えています。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

まず初めに放課後児童の育成・活動についてでございます。

子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴う児童福祉法の一部改正では、放課後児童クラブに関する主な改正点が2点ございます。

1点目は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国の基準を踏まえ、市町村が条例で定めることが義務づけられたことです。2点目は、共稼ぎなどで保護者が昼間家庭にいない小学校3年生までの児童を対象としていましたが、6年生までに拡充されたことでございます。

次に、本市の児童クラブの現状ですが、御承知のとおり、大竹、小方、玖波小学校の3カ所に計6クラスを設置しております。各児童クラブにより差はありますが、現在の全登録児童数は234人で、定員のほぼ90%となっております。

高学年の需要については今後精細な調査を実施する予定ですが、各児童クラブの事情、施設や指導員の問題もあり、現施設での高学年全ての早急な受け入れは困難であると考えております。

今後は、大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議の協議内容などを踏まえ、選考方法や受け入れ時期について検討し、支援を必要としている方々の現状や緊急度に応じて、御要望に少しずつでも応えられるよう、努めてまいりたいと存じます。

次に、学校の司書の配置についてでございます。

今年度から本市では、児童生徒と本をつなぐ学校司書の役割を担う読書活動推進員2名を採用し、各学校に配置したところでございます。

現在、この読書活動推進員は、蔵書管理と貸出業務のサポートのほか、小学校低学年への本の読み聞かせや図書館だよりの発行といった業務を、各学校において積極的に行っているところでございます。

各学校からも、図書の貸出時間の拡大が図られるなど、子供たちへの貸し出しが円滑に行えるようになったことや、調べ学習への支援による学習環境の改善が図られていることなど、読書活動推進員に対して高い評価をいただいております。現時点では、さらなる要望の声は聞いておりません。

教育委員会といたしましても、読書活動推進員の配置は、今年度からの取り組みでございますので、まずは、その成果や課題を十分に分析した上で、その結果を今後に生かしてまいりたいと考えております。

これからも児童生徒にとって居心地がよく、新たな知識の発見や学びが創出できる学校図書館づくりを目指してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

最後に、教育委員会制度改革の内容についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されます。今回のこの法律の主な改正のポイントとして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くこと、この新教育長の任期は3年とすること、教育に関する重要な課題を検討するため、総合教育会議を設置し、大綱の策定などについて協議することなどが挙げられます。

大綱についてでございますが、首長が、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、教育の振興に関する施策について定めることとされています。

総合教育会議は、首長が招集し、首長と教育委員会により構成されます。会議では、首長は教育委員会と協議し、大綱の策定、教育条件の整備など重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うこととされています。

総合教育会議で大綱等について協議をすることで、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、「大竹を愛する人づくり」をより一層進めることができるものと捉えております。今後も、市長と密接に連携していくとともに、教育行政の最終的な権限を持つ執行機関として、教育の中立性・継続性・安定性・独立性を引き続き確保してまいりたいと考えております。以上で、山本議員への答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 最初に教育の関連で質問するんですが、学童保育に関しては、新たな制度がスタートするに当たって、この12月議会にも条例案が出ておりますよね。ここで私がお聞きしたいのは、現在既に実施している学童保育の実態について、先ほど6クラスあるとおっしゃいましたが、その6クラスというのは大竹、小方、玖波というふうに分類するとどうということになりますか。それで、1クラス何名になるんですか。

条例案を見る限りでは、1クラス、国のほうは40人というふうに言っておるんですが、今回提案されようとしている条例案では45人ですね。それからこれに関連をして、運営の上では開所日数等も国のほうでは280日以上というふうになっておるようですが、市としては現行が開所日数はどうなっておるのか。それで、新たな制度のもとで、この開所日数をどうするのかというふうなことも含めて、もう少し現行の実態と新たな制度のもとでの市としての取り組み、この条例案を見てもなかなかそういうところが詳しく理解しがたいほど引用が多くてわかりづらいんです。そういったことで聞いておるんで、わかりやすく、ひとつ説明をしてもらいたいんです。

それから教育地方行政の問題で幾つか改正点は紹介されましたが、新教育長という位置づけですね、これは結局、従来の教育委員会の機能・役割を發揮できるんですか。今、話を聞いた限りでは首長が、各市町の首長が主導的に教育行政を進めるというふうにも聞こえるんですね。私は、改めて教育にかかわっては、戦後の民主憲法のもとでも新たな教育行政の展開の上でも3つの基本的な、ゆがめたり侵害されてはならない要件といいますか、方針といいますか、あるということで、それを根拠に今日まで教育行政が進められてきたというふうに理解しているんですが、改めて3つの基本的な方向性、方針なるものをちょっと紹介してもらいたいんですが。

それに照らして、今回の教育制度が妥当なものであるかどうかを検証せにゃいかんので

す。そういったことで、ひとつ、もう一度、今私が指摘したことについて説明をお願いしたいんです。

それから司書の問題ですが、学校へ配置する司書、市の図書館に配置する司書、これをもう少し具体的にことし6月に改正された法律との兼ね合いで、新たな年に向けて、それは教育長が言われるように努めて充実を目指す、こういうことでええじゃないかというふうにも聞こえるんですが、しかしそういう言葉の抽象論ではどうにもならんわけだし、だから先ほど登壇して私が聞いた、この図書館整備の5カ年計画、この中で国のほうは財政措置も含めてやっているんですが、この間大竹市は、この国の財政措置をどのように活用されてきたかという実態も踏まえて、さらなる充実・発展の方向に取り組んでもらいたいというふうに思うんですが、もう一度、今指摘もしたり、改めて聞かせてほしいという点について答弁をお願いします。

○議長（寺岡公章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、児童クラブの今現在の大竹市の実態なんですけれども、先ほど教育長が御説明しましたように、大竹には大竹小学校、ここにひかり児童クラブ、これには3クラスがございまして、この3クラスで今現在児童約百十数名、百十数名と申し上げますのは、移動が若干ありますんで、日々移動があるケース、やめられたり入られたり、そういうケースがありますんで、ちょっと大まかな数字で百十名程度が今来られています。定員は50人が1クラス、40人が2クラス、定員は130。みどり児童クラブ、これは小方小学校にございまして、ここには2クラスございまして、今現在来られている児童は80人程度、定員は40人、これが2クラスです。もう一つが玖波小学校にありますあすなろ児童クラブ、これは三十数名、定員は50名です。これは全部、今現在の状況なんです、小学生・児童は小学生1年生から3年生、高学年の児童はいろいろ理由がありまして、市長が特別に認めた場合というケースの方が数名ということになります。

開所日数は、大竹市の場合はお休みは日曜日と祝祭日と盆休みが数日と年末年始の休みが数日。ですから大竹市の場合300日以上は開所している状況です。

次に、6年生以上、今後どういうふうに市は対応するか。これは今教育長が申し上げましたように、今の状況の中をいろいろ精査しながら、緊急度等を判断しながら、まずは漸次という言葉がいいんかはわかりませんが、順を追ってできるところから受け入れていくという方向で考えております。全員は今は難しいと思いますので、そこは教育長が言いましたように優先順位をつけたり、方策は今から考えていくというような状況であります。少しずつ漸次受け入れていきたいというような思いでおります。よろしく申し上げます。

○議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（野崎光弘） それでは、学校司書についての御質問にお答えをいたします。

読書活動推進員として現在大竹市では2名の推進員を配置しておるんですけれども、これに関しましては、市内全ての小・中学校から効果があるというふうに聞いております。また、現在の配置に十分満足しておりまして、このまま継続してほしいという声も聞いておりますので、このままの配置で当面継続してまいりたいというふうに考えております。

学校図書館法の改正についてなんですけれども、来年度、平成27年4月1日から、学校司書につきましては専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くように努めなければならないという努力義務が言われておりますが、これに準じまして、現在この読書活動推進員を配置しているところでございます。現状では十分役割を果たしているというふうに認識しておりますので、このままで継続してまいりたいというふうに考えております。

それから、平成24年度からの5カ年計画での学校図書館の充実に関してでございますが、蔵書数それから学校への新聞の配置、そして今申しました学校司書、これらの充実については、十分これまで充実に努めているというふうに認識しております。蔵書につきましても、足りない学校のところへ多く配分をいたしておりますし、新聞につきましても徐々に配置をし、また司書につきましても、今申し上げました読書活動推進員の配置で十分役割を果たしているというふうに認識をしております。以上です。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） 私のほうからは、教育委員会制度改革についてお答えをいたします。

まず教育行政についての3原則でございますが、戦前の勅令主義、中央集権主義、そして一般行政との一体化への反省から、戦後は新憲法のもと、教育の民主化、教育行政の地方分権、教育行政の自主性のこの3つが原則とされ、この理念が現在まで受け継がれているものと考えております。

このたびの教育委員会制度改革で、特に総合教育会議や大綱の策定など首長の権限が強くなり、教育委員会のそういった3原則が侵されているのではないかと、脅かされているのではないかとございまして、現在、教育行政施策を実施・展開していく上で、教育に関する予算の編成執行や条例提案などの権限を有している市長と密接な連携を図っていくことは、極めて重要であると捉えております。教育委員会としては、教育行政の最終的な権限を持つ執行機関としての自覚と責任を一層強くして、教育の中立性・継続性・自主性・独立性を確保してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） 市長にお尋ねするんですが、教育行政にこれからかかわる度合いといいますか権限といいますか、制度的に保障されるということになったんだろうと思うんですが、そこで、先ほど教育長がおっしゃったように教育の中立性とか自主性とか、こういうものが侵される、ゆがめられるということがあってはならないと思うんですが、この法改正のもとで、これからの教育行政を主導的に市長がその役割を果たすというふうなことが制度として保障されるというふうなことに私は大いに疑問を持っているんですが、それはさておいて、市長としてどういうふうな思いといいますか、心構えといいますか、対処されるおつもりなのか、一つコメントをもらいたいんですが。

介護保険の問題について、私が一番心配しているのは、要支援1と2が保険から外されると。これの対応を総合サービス事業に包括的に吸収して対応するんだと、こうおっしゃるんですが、その中身たるや今までの答弁では曖昧模糊として非常にわかりにくい。既に3カ年計画の策定に手をつけて、策定委員の皆さんと協議もしたり、いろいろ実態調査も

踏まえて、これからの見通しのもとに計画の策定をおやりになるんでしょう。この策定の完結、これはいつになるんですか。もう余り時間がないと思うんですが。平成27年度から始まるんですから。制度改正の中身がこうなるあなるということが明らかにならないと、我々自身もその心配をしているから、機会あるごとに問題の意識を持って、ここについてはいろいろ質問もしたり意見を述べるんですが、具体的に、その計画の中に組み入れるべき中身が曖昧模糊でどうなるんですか。

今まで保険料を払った皆さんが、介護の給付を受けたいというふうなことで役所に申請をしても、通り一遍の25項目ぐらいのアンケート調査で、このアンケートに記載された中身を見て、これは介護の給付を受けるのには該当しませんよというふうな返事が返ってくると、こんなことじゃ困るでしょう。そのペーパーを見ただけじゃ、あなた、専門的によ、その人が肉体的などという条件に置かれとるか、医師の診断の中身がどうなるとるかこうなるとるかというような専門的なことはわかりやあせんわけですからね。

もし、こういうようなことがずっとやられると、介護があって保険なしでしょ。そういうことで要支援の1も2もふるいにかけて認定もしない、今まで介護度1や2や3のところは3から2に落としてみたり、2から1に落としてみたりして、結局のところ給付費を削減するということが最大の狙いになるようなことじゃ困るんです。そういうことからすれば、保険料を払っている方が給付を受けたいと認定の申請をされたら、これまでは専門家が審査委員会でも開いて専門的な角度から認定の必要性なり審査するというものになっ

とったんじゃが、そういうことも省くんですか。そういうことじゃ困るでしょう。それで、具体的に計画の中にどう組み込むかというのはもうこの段階で、法律がこうなるけえ、国に準じてどうのこうのいうようなことじゃ福祉というのは充実しやあせんよね。国がとにかくもう自助・共助ということに比重をかけて公助をやめようとしとるんですからね、国が。しかし、福祉の分野で一番皆さんが頼りにしたり頼みの綱とするのは公助なんです。その公助を削るばかりじゃ福祉が後退することになるでしょう。だから市町の段階でそのところをどう踏ん張って、介護保険事業についても皆さんに安心してもらえるような制度の取り組みをするかということが今問われとるのですよ。どうなりますか、この計画と法改正の中身の整合性は。しっかり答弁してください。曖昧なことじゃ、なかなか安心できんではよ。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 教育委員会制度改革についてお答えをさせていただきます。

このたびの教育委員会制度改革での改正のポイントは、首長が教育行政に対しまして果たす責任と役割が明らかにされたものだと考えております。その責任と役割の1点目は、教育行政の目標や政策の根本的な方針を策定すること、2点目は、大綱の策定に当たり総合教育会議を設置して、教育委員会との協議及び調整を尽くし、両者が教育行政の方向性を共有することだというふうに考えております。

これまでも教育に関する予算の編成、執行や条例提案などの権限を有しております市長は、教育委員会は同じ大竹市の執行機関として相互に協力して、わがまちプランの大竹を愛する人づくりや心にゆとりを感じるまちという基本目標を共有いたしまして、その実現

に向けてそれぞれの権限に属するものの中で施策を展開してまいりました。

今回の改正で、より重い責任と役割をいただきましたが、これからも相互に協力して、同じ目標に向かって努力するという考え方は変わっておりません。引き続き政治的には中立な執行機関として最終的な執行権限を有する教育委員会とは十分に意思疎通を図り、より効果的な施策が展開できますようにしてまいりたいと考えております。これが考え方でございます。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） まず、このたびの介護保険制度の改正については大きく2点ございます。これから高齢者、75歳になっていかれる方が、平成37年に向けて団塊の世代が75歳を迎えようとしています。大幅に高齢者の方がふえてまいります。そういう中で、できる限り住みなれた地域で日常生活を送れるようにということで、地域包括ケアシステムの構築というのが求められております。

もう1点は、介護費用、まさに介護費用が増加するということがございますので、介護保険料が上昇してまいります。そういうことの中で、中・低所得の保険料軽減を拡大するとか、あるいは給付の重点化を図ろうということで、この介護保険制度を将来に向かって維持可能性を確保していこうということが大きく2点言われております。

御心配のまず要支援の1、2について、それがなくなるのではないかとということでございますけれども、基本的には今介護予防で給付で行われている部分の予防に関する訪問介護と通所介護、この部分について給付から地域支援のほうに持っていこうということで、十そういう総合事業というところに持っていこうということにしております。今の支援の1、2という部分についての介護の認定をしないのかといいますと、基本的には要支援1、2というのも残ってまいります。といいますのが予防給付の中のこの2つの部分が地域支援事業に移りますので、その他の部分についてはそのまま介護予防給付として残ります。

この狙いといいますのは、そういう訪問介護と通所介護について総合事業としてそれを位置づけるということで、今やっておりますのはそういう要支援の1、2の方はこういうサービスが利用できます、要介護の方はこういうサービスでということが決まっておりますけれども、この要支援の1、2の部分について新たに今一般の高齢者の方が利用しているような予防事業とか、あるいは栄養改善などを目的といたしました配食とか安否の確認とか、こういうことも今支援の1、2の方については利用がない部分まで入れてこようと。といいますのが、要介護1、2といいますが、でき得れば機能回復、あるいは日常生活の支援を行いながら何とか踏みとどまってもらって、よりよい生活をしていただく機能も、介護のほうに落ちていかないというようなこともあるんだろうと思います。

それともう一つ、支援ではなくてそういうチェックシートというのがありますけれども、その中で判断をしていただいて、そういうような今の介護予防・日常生活支援総合事業に該当するであろうという方につきましては、要支援の1、2でなくても今の訪問型の介護、あるいは通所の介護、こういうことも利用をしていこうじゃないでしょうかということ、プラスそういうさまざまな事業をやった上で予防に力を入れていこうと、機能を落としていかないということにしようということでございます。

一般の高齢者の方については今までどおり一次予防ということで機能を維持していただくということで、その部分について予防に重視をしたものであろうかというふうには考えております。ただ、山本議員さんも御心配のことになろうかと思えますけれども、一部この事業につきましては上限ということがございます。この部分について今検討もされておりますけれども、基本的に高齢者が増加する部分についてはそれに応じて上限額をふやしていこうという形での検討はされておりますけれども、今まだ確定ということではございません。

それと、介護事業計画につきましては来年の3月までをめどに計画を立てていくということになろうかと思えます。ただ、保険料の関係もございますので、その部分につきましては予算編成に間に合うような形での整理が必要であろうということで考えております。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） それで確認しときたいんですが、先ほどちょっと触れた介護の認定を要支援2にせよ、認定を受けたいという場合にどういう扱いをされるんですか。この間私がある人に聞いたら、アンケートの用紙を持ってこられて、これに記入しなさい、記入して出したら認定するじゃあいうようなことには該当しませんというて言われた。その人が今西医療センターへかかって、もう今まで自分で自炊しよって、立つとることがえらいと、寝とつても近所の人と話をするんでも呼吸困難だというような状態になつとんに、一遍のアンケート調査で認定するじゃあせんじゃあいう権限は誰が持つんですか。ちゃんと専門家の意見も聞いたり、実態を把握した上で介護の給付を受けるような方向での認定をするかせんかということを決めるんがあれでしょ。何件もそういうことをやつとるんですか。私が聞いた、たまたま1件ならいいんですが、こういうことが該当する人たちみんなに、一遍のアンケート調査で該当するじゃあせんじゃあいうようなことを市の窓口で決めるじゃあいうようなことをやつたんじゃいけんでしょう。

本人が認定を受けたいと申請されるとどうするんですか、今後。やっぱり窓口で、その窓口の職員が判断して、これは該当しませんというようなことをやるんですか。本人が申請されれば、それを素直に受けて給付が受けられるような道に担当者として、市として道を開くんがこの制度の趣旨でしょ。どうなるんですか、今後。

それから教育の問題ですが、今度制度が変わりまして、大綱を策定するという事になっていますね。この大綱策定の責任者は誰になるんですか。新教育長ですか。市長ですか。

それと総合教育会議というのは、これは誰が招集するんですか。招集権は誰にあるの。ここでの意見集約がある場合には賛成、反対ということもあるかもわからんし、意見の食い違いもあるかもわからんが、そういう場合の総合教育会議の意思の決定は誰が集約するんですか。市長ですか。教育長ですか。こういったところに幾ら自主性を尊重するとか、これまでどおり教育行政については不偏不党でやるとかいうようなことをおっしゃっても、こういう制度がつくられて、その制度の中でそれが本当に保障できるかどうかを心配してるんですよ、私は。ちょっと時間がありますんで、ひとつわかりやすくお答えください。

今の介護の認定をしてほしいという申請があった場合にはどう扱うかということが非常

に大事なんです。介護の必要があってもふるい落として介護認定者が少ないとか、要支援が総合サービス事業に編入されて介護の給付額が減ったとかいうようなことは自慢にはならんよ。だから担当者としては今のような点を重々留意して、やっぱり保険料を払っておられる人が認定を受けたいという申請をされればそれを素直に受ける、そういうことを重々配慮して保険事業をより充実させる、向こう3カ年間の計画の中でもそのところはやっぱり目を合わせてやってほしいと思うんですが、どう扱われますか。

○議長（寺岡公章） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） 今御質問のありました件についてお答えしたいと思います。

このたびの総合事業を実施するに当たりまして、利用者から市町村の窓口で相談がありました場合に、新たにチェックリストというのを設けて、先ほどもお話がございましたけれどもチェックをしていくと。その中で要介護認定が必要であるかとか、そこまでいかないレベルであるのかとかいうのを窓口で判断するわけでございますけれども、実際に利用者の方がそういうサービスを利用したいと御希望される場合においては、当然ながら要介護認定の申請をしていただくことは可能でございます。それで専門の方に判断をしていただいて、認定が出れば必要なサービスを使っていただくということで、今回の総合事業に関しましては、そこまでに至らない方も含めてチェックをして、適切なサービスがどのようなものが必要であるかというのを判断していくためのリストになっておりますので、それでふるいにかけるというふうなことではないよというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） 教育委員会についてでございますが、総合教育会議は法律上は首長が設けることになっております。ただし、首長部局とよく話し合っ、補助執行という形で教育委員会が所掌してもよいというふうになっております。大綱についても市長のほうで策定することになっております。市長と教育委員会とでもし意見が対立した場合に、そういう反対があっても、市長が大綱を策定できることになっております。ただし、最終的に執行する権限は教育委員会にありますので、執行するしないは教育委員会の判断に任せられるということになります。したがって、そのようなことにならないように、市長部局と教育委員会ですっかりと協議・調整をしまいたいと思っておりますけれども、今申しましたように、そういう点で中立性・独立性は確保できるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） まだちょっと時間があるんで、細かいようなことなんですが、教育委員の方の日常的に教育行政にかかわって勉強されるとか、実態調査するとか事務局との意見交換をするとかいうふうなことで部屋があるんですか、教育委員の皆さん。ここでそういう作業なり研究なりできるような。話を聞けば、テーブルもなけにゃあ、椅子もなけにゃあ、パソコンも何もありゃあせんと、教育委員のはよ。そんなことじゃ、より教育を充実させるじゃあ、学校現場の実態がどうだとか、社会とのつながりの中で児童の状況はどうじゃこうじゃいうようなことを研究したり、事務局と意見交換したりするような場所も

なげにゃあ、椅子もないようなことじゃ、自主性発揮じゃあ充実じゃあ言うてもどうにもならんのかなと思うんですが。だから1部屋ちゃんと確保をして、日常的に教育委員の皆さんがみずから調査もしたり研究もしたり意見交換したりできる場を保障すべきじゃないかと思うんですがね。そういうことを一つ考えてもらいたい。市長にもこれはお願いしたいんですがね。

それで、そのことは答弁もらえばええですが、さっき部長がおっしゃるように、本人が申請されて希望されれば介護認定を要支援じゃろうが介護1じゃろうがその道はあるんだと、こうおっしゃるんですが、さっき私が言った事例はどうなりますか。アンケート調査一遍の紙切れで該当しませんという返事が来たんよ。それ答弁してください。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） 教育委員会についてでございますが、教育委員会は、教育行政や学校運営が教育の専門家だけの判断に偏ることがないように、知識、また幅広い識見を有する教育委員を非常勤の形で採用すると、お願いをするということが法律によって決められております。今、教育委員会には確かに非常勤という形ですから席というのはありませんけれども、定例・臨時の形で教育委員の方に参加していただいて、大竹市の教育行政について協議をしていただいているところでございます。なお、主に市役所の3階のほうで会議を設けておりますけれども、年に数回は学校のほうに出ていただいて学校現場での実態を見てもらって、教育委員さんの御意見をいただいている。また先般は社会教育施設も見ていただいて意見をいただいている、大竹市の教育行政全般にわたって教育委員さんの意見をいただき、市の教育行政に反映をしていっているというところでございます。よろしく願いします。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 御質問の件につきましては、今お答えするのがちょっと難しいと思いますので、調査をさせていただきたいと思います。

○16番（山本孝三） 終わります。

○議長（寺岡公章） 続いて、10番、細川雅子議員。

[10番 細川雅子議員 登壇]

○10番（細川雅子） おはようございます。10番、市民ネットの細川でございます。今回は持ち時間30分の中で3つのテーマを盛り込みました。通告に基づいて、質問いたします。

まず第1に、「元気いっぱい夢いっぱい」の玖波小学校新校舎にしてくださいです。

玖波小学校新校舎につきましては、先般の総務文教委員協議会における教育長の御配慮におきまして、本会議一般質問での意見を述べる場を設けていただき、感謝しております。

玖波小学校は、耐震化対策で建て直すことが決まりまして、先日議会に新校舎の基本計画案が示されました。私は、協議会に先立って行われた玖波地区の住民説明会を聞かせていただきました。説明会では、今後のスケジュールとともに学校施設改築の基本方針に基づいた計画案の説明がされました。保護者や地域の方から、要望も含め質問や意見が数々と出ました。その中で、学校の教育目標である「元気いっぱい夢いっぱい」がどこに具現化された計画案なのかと質問があり、とても核心をついた質問だと思いました。残念ながら

らその質問に対する答弁は私の心に響きませんでした。これが今回のテーマに選ばせていただいた一番の理由です。

新築した校舎は、これから50年ほど使うことが期待されています。使い勝手はもちろん大事ですが、教育目標を後押しする校舎の外観や間取りの工夫は欠かせません。玖波小学校の基本目標である「元気いっぱい夢いっぱい」の学校づくりを施設面からも後押ししていただきたいところです。施設面では第1に安心安全、第2に子供がのびやかに過ごせる、第3に地域とともにといった3点を特に重点を置いての設計と聞きました。設計思想がどのように具現化されているのか説明を求めます。

また、現在玖波地区では、施設分離型での小中一貫教育を見据えた連携教育を進めております。遠くない将来に施設分離型の小中一貫教育に移行することは明白です。施設分離型の小中一貫教育には、一体型の小中一貫教育と比較して物理的に不利であろうことは素人でも想像できます。新校舎では施設分離型の物理的に不利な条件を補う工夫をしておくべきではないでしょうか。新校舎において特に配慮したところはどこでしょうか。

また、地域や保護者への説明会でいただいた基本設計への御意見や、我々議員からの提案に今後どのような応え方をしていただけますでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、2点目には、公共施設等の相互的な管理による老朽化対策等の推進についてお尋ねいたします。

今回の質問は、さきの9月議会で先輩議員が先陣を切っておこなっておりますので、私からはその後の状況について、私自身の思いを若干つけ加えながら質問させていただきます。

道路などインフラも含めた公共施設等の老朽化対策ですが、9月議会では、本市においては既に社会教育施設の再編の各論に踏み込んでいるので、先にこちらに取り組み、その後、その他の公共施設の全体的な計画を策定したいとお考えを示されました。何事も縮小の方向へ進めるためには大変なエネルギーが要ると市長は言われております。おっしゃるとおりだとは思いますが、再編基本方針の総論を策定し発表したのが平成24年3月です。少々時間がかかり過ぎのようにも感じられます。その間にも、国は公共施設等総合管理計画の策定の推進を具体化し、計画策定への財政支援なども出してきております。国は、平成26年度からの3年間、計画策定に要する経費について2分の1の特別交付税措置や、公共施設の除却について地方債の特別措置があるなどの支援策を打ち出しています。この公共施設等総合管理計画は、発生主義会計を公会計に取り入れる現在の公会計改革の中でも位置づけられていくようです。

本市においては、社会教育施設等の再編基本方針はもとより橋梁の長寿命化計画、水道ビジョンなど、事業担当課ごとにそれぞれの長寿命化計画が策定されています。はっきり申し上げて、たくさんあり過ぎて全体像がつかみにくくなっております。また、社会教育施設については、これから個別施設の検討に入るとのことですが、私は、まだまだ総論について市民の間で合意ができていないのではないかと考えています。今の状況で、要するに全体像がつかめない中で個別施設について考えていこうとすると、どうしても利用者や地域の利便性にだけ目が向いてしまうのではないかと懸念しております。総論賛成、各論

反対は避けたいと言いながら、そうなりやすい方向に向かっているように見えて心配です。社会教育施設及び公共施設等総合管理計画について、現在の状況と合意づくりに向けてどのような手順を踏んでいくのかをお聞かせください。

3点目ですが、まちづくりにおいて、「市民と共にまちづくり」をどのように進めますかをテーマといたしました。

平成26年6月議会で、まちを前に進める市民の力を応援しようとのテーマで一般質問をさせていただきました。このときには市民の皆様が主体的にまちの課題を解決していることは元気の源との考えで質問いたしました。御答弁では、市民活動が今以上に力強く広がりを持つためには情報収集と発信の場、相談やアドバイスができる支援体制が大切だとの認識を示していただきました。地域のやる気、地域住民の主体性などを引き出すための手法など研究したいとのことでございました。

今月12月の市広報を見てください。協働のカタチというタイトルで、市内のさまざまな事例などの紹介がされています。その記事の中で、市民活動助成事業の審査委員会の委員長をされている広島市立大学の准教授金谷先生のお言葉があります。先生は、本市の自治会の組織率は8割を超えていて、まちづくりにおける人的資源に恵まれていること、公民館活動や市民提案事業などで自治会とは別のまちづくりの芽が育ちつつあることに着目されています。今後は行政と住民、または個性の違う住民と住民との協働をコーディネートすることが次へのステップアップになると言われています。自治振興課が先頭となって頑張ってきた協働のパートナーづくりの事業が成果を結んでいると評価をいただくとともに、次に進むために何が必要になるかを明確に御指摘いただきました。

さて、それでは、市民活動助成事業と市制施行60周年市民提案事業の経験などを生かして、市民のまちづくりの力をどうやって次の段階に持ち上げていきたいと思いますか。次の仕掛けについてお聞かせください。

以上、玖波小学校の改築基本計画について、社会教育施設、公共施設等管理計画の推進状況と合意形成について、市民活動のステップアップについての3点について質問をいたしました。檀上での質問は以上で終わります。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本市のことを思ってくださいる方々が主役となるまちづくりの基本理念、市民自治、そして、それを進める手法の一つである協働は、これからの社会の仕組みをつくる上で大変大切な問題だというふうに認識しております。この大きなことに対しまして御質問いただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。

なお、玖波小学校新校舎につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

まず、公共施設等総合管理計画の策定についてでございますが、これは過去に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎えること、地方公共団体の厳しい財政状況、人口減少による需要変化などを背景として、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公

共施設等の最適な配置を実現し、地域の実情に合った将来のまちづくりを進めることを目的として、本年4月に総務省から策定の要請がなされているところでございます。

策定方針では、対象となる公共施設を建築物に限らず、道路、橋梁などのインフラ施設を含んだ全ての公共施設と位置づけています。広範で長期にわたる計画になるため、まずは現状の正確な把握に努めながら、今後の資産管理の考え方を研究したいと考えています。

現在、本市では要請に先立ちまして、平成24年4月に策定した社会教育施設等の再編基本方針総論に基づいて各論の検討を進めているところであり、当面は検討対象施設の方向性の取りまとめを優先して行う予定です。その上で、個別施設の長寿命化計画や社会教育施設等の再編方針等を包含する形で総合管理計画を策定するスケジュールを想定しています。

次に、市民とともにまちづくりについてお答えいたします。

平成26年6月の大竹市議会定例会での一般質問におきまして、細川議員からの「まちを進める市民の力を応援しましょう」と力強い御質問をいただきました。市民自治を目指すわがまちプランの基本理念は少しずつ根をおろしていること、市民活動についても新たな市民活動団体が立ち上がるなど、市民の皆様がまちづくりに対する意識が着実に高まってきていると答弁いたしました。

そのような中で、昨年からことしにかけて実施した市制施行60周年市民提案事業では、提案者と担当課と一緒に協議し、役割分担しながら取り組むことにより、信頼関係を築くことができ、今後につながる効果的な取り組みになったと考えています。

市民提案事業につきましては改めて総括する必要がありますが、わがまちプラン前期基本計画における市民自治促進の取り組みの評価に反映させ、これから市民主体のまちづくりをいかに実践していくのか、後期基本計画の策定に向けて検討したいと思っております。

続いて、市民活動や地域活動に対するコーディネートの手法についてですが、現在、他市の事例なども参考に研究をしているところでございます。

各市によってその取り組み方はさまざまでございますが、本市としましては、地域のさまざまな課題を市民の皆様と一緒に解決していくためには、まず市民の皆様と行政との信頼関係をつくることが第一歩だと考えています。

従来のような地域からの要望に行政が対応するやり方ではなくて、住民の皆様方と職員が一緒になって考え、協働して進めていくことで、より地域のニーズを反映した効果が得られると考えます。

そのためには、職員一人一人が協働の認識を深め、地域の実情や課題を共有して、他の部署や団体などと連携してまちづくりを進めていく力が必要であり、このことが地域をコーディネートする一定の役割を果たすものと考えています。

地域と職員がともに自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を共有しながら、人と人がつながるまちづくりをどのように進めていくのか、これからも本市にとってふさわしい仕組みを検討してまいりたいと思っております。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。

まず、玖波小学校改築における基本目標についてですが、平成26年4月に策定しました大竹市立玖波小学校耐震化対策基本構想において、議員がおっしゃられましたように安全・安心な学校づくり、伸びやかな学校づくり、地域とともに歩む学校づくりの3点を目指すことにしています。

その具現化としましては、1点目の安全・安心な学校づくりにつきましては、職員室から児童用玄関、グラウンドが見渡せ、見通しがよく、見守りやすい学校とすること。駐車場を敷地の上の段に設けることで歩車分離をし、児童の安全を確保することなどを計画しております。

2点目の伸びやかな学校づくりについては、コンパクトで学習しやすい校舎とし、図書室とパソコンルームなどを同じフロアに配置し、児童が調べ学習などの自発的な学習活動や創造活動ができる環境を整えております。また、できるだけ広い運動場を確保し、採光、通風、換気などに配慮することにより、児童の心身の健康と学校生活における快適性を確保することなどを計画しております。

3点目の地域とともに歩む学校づくりにつきましては、高齢者の方も利用しやすいようにユニバーサルデザインに配慮すること。また、放課後児童クラブを同じ建物に配置することにより、運動場の面積を確保するとともに、学校の一般開放などにより、地域の方が学校に来やすい環境を整え、学校・放課後児童クラブ、そして地域の連携が容易になるようにすることなどを計画しております。

以上の3点を旨とするにより、元気いっぱい夢いっぱいの学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、施設分離型の小中一貫教育を進めていくのに、新校舎において特に配慮した点についての御質問についてです。

現在、2階に、児童のさまざまな活動の場とするため、普通教室の倍程度の広さの教室を設置することを予定しています。このスペースを活用して、小学生と中学生の交流活動もできるのではないかと考えていますが、小中一貫教育は、御承知のように一貫したカリキュラムのもとに連続性のある教育を行うことであり、義務教育の9年間を見通した系統的な教育活動を行うことが、より大切であると考えております。

最後に、地域や保護者の方々及び議員の皆様方からいただいた御意見に応じていく場や方法についてでございます。

これまで、児童・保護者・教職員にはアンケートを実施し、また地域や保護者の方々とは、数度にわたり玖波小学校改築の意見交換会を開催し、さまざまな御意見をいただいております。全ての意見を反映させることはできませんが、反映できるものについてはお応えをしていきたいと考えております。

議員の皆様方の御意見につきましては、これまで地域や保護者の皆様方との意見交換会の際に、その都度、協議会を開催し、御意見等を伺っているところでございます。今後も議員の皆様方には、玖波小学校改築事業の進捗状況に応じて、協議会で説明・報告をさせ

ていただきますので、皆様方からも御意見等をいただきながら、よりよい玖波小学校を少しでも早く完成をさせたいと考えております。御理解、御協力のほどよろしく願いいたします。

以上で、細川議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 10番、細川雅子議員。

○10番（細川雅子） それでは、今回は一問一答の形式で一般質問させていただきますので、まず玖波小学校の改築についてお尋ねいたします。

最初に小中一貫教育についてでございますが、再度少し質問させていただきたいんですけども、来年の2学期から小学校完成まで、新しく入れるまでは玖波小学校の児童は中学校の施設で学ぶこととなりました。しばらくの間、生徒も児童も窮屈な思いを強いられますが、逆に小中一貫教育への試みが何歩も前進するチャンスだと思います。

平成29年度からは、現在の予定では小学校と中学校は再び分離いたします。そのときに、よりよい形で施設分離型の小中一貫教育が可能となるように、その1年半、来年の2学期からの1年半を有効に使っていただきたいと思います。また、新しくできる新校舎は、小中一貫教育を進める上ですぐれた施設にするべきだと考えております。

先ほどの御説明では、2階のほうに生徒と児童が交流できる広いスペースを考えておられるということでしたけれども、交流するときだけ、そのときだけではなくて、もっと日常的に自発的に一体感が実感できるような工夫をしていただければと思います。済みません、これに入る前に実はきょうは結構計画の図面にかかわる細かいところに質問したいと思っておりますので、図面を説明いただいております私も議員にはよくわかる話になると思いますが、そのほかの図面を持っておられない方たちには少しわかりにくい質問になってしまうかもしれませんが、そこの辺はぜひお許しください。お断りするのをおくれて申しわけございませんでした。

要するに、校舎の中に現在のところそういった生徒が、中学生が日常的に使えるような部屋、生徒会室とか、または中学生が学んでいることなどの展示スペースを小学校に設けるとか、そういった中学生が小学校に日常的に見える形で接する機会をつくることで、児童にとってはよいお手本がつくれるのではないかと思います。そこら辺は、日常的にやっぱり小学生と中学生が接することで大変お互いによい影響が出ているというのは、小方学園の経験でも実際に子供たちの声からも出ていることとしておりますので、ぜひそれは新しい玖波小学校でも実践していただきたいと思います。

また学習面ではITなどを活用した授業ができる設備、つまり中学校の先生がわざわざ玖波小学校まで出向かなくても、ITを利用して中学校の校舎にしながら小学生に授業ができるとか、または個別に指導をしていただけるとか、そういった施設での応援というのはこれからできていけばありがたいなと思って、ちょっとお尋ねいたします。

もう一つですけど、先ほどの御答弁の中で、3点について安心・安全、伸びやかな地域とともにという点での御説明をいただきました。その中で非常に気になったのが、放課後児童クラブの位置についてでございます。広いグラウンドを確保するために、放課後児童クラブを校舎の中に入れて一体化したといった御説明でした。私はこの辺について非常に

疑問を感じております。放課後児童クラブの事業目的から考えたら、むしろ別棟にして、日当たりのよい場所に整備するべきではないでしょうか。

放課後児童クラブは、学校教育の場ではなく家庭です。子供たちはただいまと言って帰ってくる場所、それが児童クラブです。家にいるような気持ちで学校の緊張から解き放たれ、伸び伸びと安心して過ごすことができる環境を整えることが最優先だと私は考えます。その視点でこのたびの設計案を見ますと、校舎の中に児童クラブがあります。学校と子供たちが生活する場というのは、ある程度の距離があったほうが学校から精神的に解放されるのではないかと思います。

さらにもう一つ、安全上の心配です。本計画では、児童クラブの部屋が新校舎の一番奥で、職員室からは直接見えません。さらに校舎の裏側、すなわち駐車場側から誰の目にも触れず児童クラブに来ることができます。もし、悪意を持って侵入する人にとっては、大変入りやすい構造になっています。部外者が入ってくる時には必ず職員室の前方を通過して児童クラブに行けるようにしてほしいと思います。

以上、児童クラブについては、子供たちに家庭的な雰囲気を提供するという点と、子供たちに安全な施設を提供するという2点において、現計画の位置取りには若干賛成できかねる気持ちを持っております。もし万が一、別棟でつくるスペースがないのであれば、むしろ老朽化しているプールを同時に動かしたらいかがでしょうか。玖波小学校は敷地が大変狭いので、プールの工事を後からすることになりますと、また安全面での心配が出てまいります。警備の面から考えても、同時にプールを移設することは考えられないでしょうか。児童クラブの位置とプールについてお答えください。

もう一つ、学校目標である元気いっぱい夢いっぱいのスペースをぜひつくっていただきたいと思います。伸び伸びとということ、コンパクトにつくった中で子供たちが自発的な学習をできる環境をつくったとおっしゃいました。しかし、何といたっても手狭な感じがいたします。これに先立って大竹小学校や小方学園を少し見直させていただきましたが、どちらも玄関に広々としたオープンスペースがあって、そこで子供たちが伸びやかに生活できるようになっております。学校の顔にもなる玄関に、もし平面で広げるスペースがないのであれば、空間を立体的に使って、玖波っ子の元気と夢があふれた場所をつくり上げていただきたいと思います。何か考える余地はありませんでしょうか。

以上、3点について2度目の質問をさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（野崎光弘） それでは、1点目の小中一貫教育についてお答えいたします。

玖波中学校区におきましては、これまで地域と連携した教育が玖波スクラムという形で進められております。その中で児童生徒の自尊感情を高める取り組みとして、体験活動の充実や、また道徳教育の推進といったことに力を入れております。現在、小中学校におきましては、定期的に協議を重ねながら、9年間を見通した体験活動や道徳の時間の年間計画を作成して取り組みを進めているところでございます。具体的には、小中合同で地域の安全マップを作成したり、またスクラム広場の花植え、あるいは敬老会への参加などを行

っております。今後は小学校と中学校の学校教育目標、それぞれ今目標があるんですけども、これを1つに合わせまして、小中9年間の教育課程をつくり上げ、実践を進めることで玖波における小中一貫教育を進めてまいりたいと考えております。特に来年度は、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、2学期から小中が一緒に生活をするようになっておりますので、合同行事ですとか合同授業など小中一貫教育を推進するきっかけとしていきたいと考えております。

先ほど御指摘がありました中学校が使える部屋、あるいは中学校の展示スペースといったことがございましたが、そういったこと、またITを利用した連携、それから小学校から中学校、中学校から小学校というふうの小中の教員がお互いに入る、乗り入れ授業というんですけども、こういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。小中一貫教育については以上です。

○議長（寺岡公章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 細川議員がおっしゃるように、放課後児童クラブは、健康で明るい家庭的な雰囲気の中で児童が保護者がわりである指導員と一緒に過ごす場所です。言いかえれば、児童クラブは我が家であります。学校生活とは異なる雰囲気です。ただ、放課後の学校は、児童にとって解放的な場所であってもよいと考えています。例えばグラウンドは大きな広場、体育館は走り回れるホール、図書室は読みたい本で満たされた部屋になるのではと考えます。また、学校の先生方は児童を見守ってくれる信頼できる大人と捉えることもできます。一体化により学校施設を有効に活用することができれば、児童もより快適で充実した放課後を過ごせるのではないかと考えています。また、生徒と放課後児童クラブの指導員のより積極的な連携が期待できるとともに、学校に訪れた地域の人々と身近に触れ合う機会もふえるのではないかと期待しています。

玖波小学校はコンパクトな校舎であるからこそ、一体化によって放課後の自主的な活動の場の確保や地域の方々、教師との触れ合いの場がより作りやすい環境になると考えています。もちろん学校施設を利用するに当たっては本来の目的を損なわないように配慮が必要ですが、細川議員のおっしゃるように児童にとって、ただいまと言って帰れる家庭的で明るく楽しく、より過ごしやすいあすなる児童クラブになるよう、指導員ともども努力していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（寺岡公章） 10番、細川議員。

○10番（細川雅子） 済みません、私が聞き逃したかもしれませんが、玄関周りにぜひ元気いっぱい夢いっぱいのスペースをつくっていただきたいあたりにはどのように考えていただけたのかなというのがちょっと、再度になるかもしれませんが、お答えいただければと思います。

小中一貫教育についてですが、いろんな工夫を既に今でもされているということではございます。ただそれはハード面での制約があるのをソフトで補うというか、そういったいろんな形での工夫になっていると思います。玖波小学校を新しくするというのは絶好のチャンスでございますので、ハードでなければできないことというのをこの機会にしっかりと考えて、新たな校舎の建設の中に小中一貫教育の視点というのを入れていただければよい

な校舎になればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

放課後児童クラブについてですが、校舎と一体化するからこそ出てくるメリットということについて御説明をいただきましたが、後ろのほうから知らない人が入ってこれるといふ安全面での不安面についてはちょっとお答えがなかったとは思いますが、その辺についてどのように考えているのかです。そこをお願いします。

それと校舎と一緒にだからこそできるメリットという部分では、国のほうの指針の中でも学校施設のほうはできるだけ協力して、あいている教室とか一緒に共有できるようにといったガイドラインが出ているとは思いますが、そちらに向けて協力していただけたとは思いますが、ただ心配なのは、どうしても放課後児童クラブの子供にとっては放課後ですが、まだ学校では勉強している子供たちが残っていますよね。子供たちが本がいっぱいある図書室で本を読みたいとか広い校庭で遊びたいとか、いろいろその思いを解放された気分を使ったときに、既に授業をしている子供たちにとっては大変迷惑だったり、また学校と家との区別ができなくて、先生たちとの、まだ実務が残っている担任の先生とか、そういうところを大変邪魔をすとか、ああいうことがあるととても心配だと思うんですけどね。だからこそ別にしなければならぬようになってしまうと、せっかく同じ校舎になったメリットが出てこないんじゃないかというのを心配しています。その辺について、責任者である教育長は、学校管理面から今課長が言われたようなことが学校サイドとしても一緒にできますということであれば、大変可能性が見えてくるので安心なんですけども、その辺についてどのような考えかお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（野崎光弘） まず、玄関のところを変えてはという御意見についてお答えいたします。

現在、基本設計を行っているところなんですけれども、ある程度もう設計が進んでいる段階ですので、建物の構造や、あるいは位置に関することについて、工期などにも影響を及ぼしてくるので、変更が難しいと考えております。教室の配置等について、可能なものについてはしっかり庁内で連携をとりながら、よく協議をして反映できるものについては反映してまいりたいというふうに考えております。

それから放課後児童クラブの安全面といいますか、裏から不審者がというふうな御意見でしたけれども、門を入れてすぐのところに職員室等教員がおりますので、それが一つ防犯上役割を果たすのかなというふうな思いと、もう一つ裏を監視するための監視カメラ等の設置も考えてまいりたいというふうに考えておりますので、そのような努力をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） 玖波小学校は、これまで保護者や地域の皆様方の絶大な尽力により、また御支援により、地域とともに歩む温かい、またまとまりや落ちつきのある校風を築き上げてまいりました。ぜひ、そのような風土、校風をさらに新校舎でも受け継ぎたい、引き継いでまいりたいというふうに考えております。したがって、学校の教職員や、また地域の方が子供たちに触れ合う機会をぜひつくってまいりたい。そのために児童クラブを校

舎の中に入れて、校舎の中に一体化をして、そしてそういった多くの面、また多くの人と触れ合う場を築いてまいりたいというふうに考えております。

そういった中で、先ほど安全面についていろいろ検討する余地があるのではないかといいことですが、こういったことは予算面も伴いますので、そういったことをまた検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 10番、細川議員。

○10番（細川雅子） ありがとうございます。開かれた学校にしていくために教育長みずからそういう風土づくりをしていきたいと御答弁をいただきました。ぜひ今までにない学校のあり方、玖波だからできる学校のあり方というのを目指していただきたいと、そういう決意を示していただいたと思いますので、安全面についてはこれからもいろんな面で御検討いただきたいと思います。

また一方で、工期の関係で難しいところはできないという御答弁でしたので、工期に関係ないところであれば御検討いただけるというふうな答弁だったと思います。

きょうは新校舎の計画案について具体的に提案をさせていただきまして、計画・設計が見えてない方には大変申しわけなかったと思います。改めておわびを申し上げます。ただ、この新校舎の計画案については地域や保護者からも多くの提案が出ておりまして、この場では具体的にその提案については申し上げませんでした。検討すべきすぐれた意見もあったように思いますので、結果で返すのではなく、丁寧にその検討結果は今どうになりましたよというのを自治会のほうにお返しいただくとか、ホームページで公開していただくとか、経過についても議会だけではなく地域の方、市民の方にもオープンにさせていただきたいというふうに感じております。

学校については最後になりますが、大竹小学校の建設時に、市長も教育長も大竹小学校は日本一の学校をつくるという意気込みを示していただき、よい子が育っている学校、また学校へ行けない子供たちも行ってみたいと思えるような建物や環境にしたいと言われておられました。玖波小学校でも同じようなお気持ちを持ってくださっていると信じております。特に、市長部局に関しては財政面でこれから精いっぱい御協力をお願いしたいところです。未来を担う玖波っ子たちへ市長の思いを送っていただければうれしいのですが、一言いただけませんか。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 我々ができる、いわゆる予算を執行していく上で、学校の施設、いいものをつくりたい、中身は教育委員会にお願いしながらしっかりいい子を育てていただくということをお願いし続けるということで、玖波におきましてもすばらしい学校にしたいというふうに思います。今議員からのいろんな御提案につきまして、可能なことはやってまいりたいというふうに思います。御提案ありがとうございます。

○議長（寺岡公章） 10番、細川議員。

○10番（細川雅子） 市長、よろしく願いいたします。

では、2点目の公共施設等の老朽化対策について、お尋ねいたします。

着々とぶれずに方向性を決めていくというふうに感じましたが、市民との合意形成につ

いては今後どのようにやっていかれますでしょうか。ちょっと御答弁になかったように思いますので、お願いいたします。

○議長（寺岡公章） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） 市民の方々との合意形成でございますが、まずは市民の皆様には、市広報等を通じまして公共施設の現状や再編の考え方、現在作成しております総論についてお知らせしてまいりたいと思います。それがまず第一弾でございます。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 10番。

○10番（細川雅子） 広報でのまずはそこから取り組むという御答弁でした。実は先日11月に総務文教委員会で、公共施設の再編をテーマに先進地の調査をしてこられました。事後学習を私は傍聴させていただきましたが、大変いい調査をしてこられたようでした。中でも私が注目したのは、埼玉県の鶴ヶ島市っていうんですかね、この取り組みで、公共施設の再編には利用者満足度からではなくて市民満足度に高めていきながら、公共施設を減らしていくという考え方を持って取り組んでおられたという学びを紹介していただきました。手法はいろんなことはあると思いますが、鶴ヶ島市の場合には、専門家の協力を得て計画段階から広く市民と議論を重ねて、計画案をつくってきたようです。

また、総務省は先進例としてさいたま市の事例を紹介しています。さいたま市は、公募の市民もメンバーに入りながら、公共施設マネジメント会議を2年間にわたって開催し、さらに住民参加型のワークショップなどを開催しながら合意形成をしてきているようです。これらは、これからの公共施設等の再編や管理計画作成に大変参考になると思いますので、これらの事例を参考にしながら、場合によっては外部の専門家の力をおかりするなど、さまざまな手法を検討して取り組んでいただきたいと思います。要望にさせていただきます。よろしくお願いします。

では、3点目のまちづくりについてをお尋ねいたします。

総合計画後期計画に反映していくように今後職員との信頼関係をつくりたいとか、職員に協働の力をつける、そういう作業をしていきたいといった御答弁をいただきました。具体的にどうやって職員の皆さんに協働の力をつけていただくのか、どういった事業を来年度していくのか、そこら辺で具体的にになっているところがもしありましたら御紹介お願いいたします。

○議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（吉田茂文） 総合計画の後期計画に反映するために職員にどのような力をつけていくかというところで、前期計画の中で、職員に対しましては協働に対する認識を深めていただくということで研修を実施しております。また、60周年の職員協働事業を実施する中で、多くの職員、協働に対する認識も深めてきております。こういった中で、市民の方々といかに協働のまちづくりを実践するかということにつきましては、具体的にこうしようというものは今ございませんが、後期計画を策定する中でしっかり検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（寺岡公章） 10番、細川議員。

○10番（細川雅子） 職員に対して研修をしてきたとか努力をしてこられたということはわかりました。実は先日、県の事業で、済みません、きょうちょっと準備してきてなかったので名称を忘れたんですけども、スタジオエルの山崎 亮さんが来られて、まちづくりの講演をされました。本市も監理課が松ヶ原での取り組みを紹介していただき、大変楽しく聞かせていただいたんですけども、その中でスタジオエルが福山市と一緒に取り組んでいるまちづくりの話があったんですけども、職員の皆さんにまちに出ていただいて、市民の皆さんとまちづくりの取り組みをするとか、まちの課題についてワークショップとか最初していくわけですけども、大変ハードルが高かったと。物すごく夜も眠れないぐらい職員の皆様があしたは大丈夫だろうか、何度も何度も何回研修してもやっぱり心配になって眠れない夜を過ごされた。その中から一緒にやることになって、実際に動きを始める中で、職員の皆様もすごく自信がついてきて、みずから市民の皆様と一緒にユニークな活動をしておられるという紹介だったんですけども、ここで感じたのが、机上の研修だけではやっぱりどうしても不安が拭い去れなかったりとか、自信がつくとか、そういうことはできないのかなというのを思って、感想を持って帰ってきました。職員の皆さんは行政のプロですけれども、まちづくりに関しては経験のある方とない方といろいろあると思います。この際ですから経験豊かな民間団体のお力をおかりするとか、そういうことをしながら自信をつけていく、そういう作業をするとか、実際にコーディネーターをする力をつけるために研修に出ていくとか、そういった具体的な動きを来年度はしていっていいかなと思うんですけども、まだ具体的には考えておられないといったような感触の御答弁でしたので、ぜひ来年度は具体的な一歩を踏み出す何かそういった職員の皆様に力をつけていただけるような事業をしていただければと思います。これも要望とさせていただきますので、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

もう時間もありませんので、そろそろまとめに入りたいと思います。このたび公共施設等の老朽化対策における市民の合意づくりと、さらに協働のまちづくりを同時にテーマにさせていただいたのは、この合意形成と協働のまちづくり、根っこは一つだと私は思っております。計画段階からの市民の中での合意づくりがしっかりできていたら、それは主体的な活動につながります。そのよい例は、本市も知っていると思います。公共交通への取り組みです。公共交通への取り組みを思い出してください。地域公共交通活性化協議会は、初めから市民の方が主体として参加しておられます。全ての市民がかかわっておられたわけではありませんが、主体的にかかわれる手法を取り入れることで、利用者をふやすための努力に多くの方を巻き込んでこられました。公共施設の老朽化対策、中でも社会教育施設の再編、または学校の建てかえなど住民合意を丁寧に積み上げていければ、その後は一緒に考え、一緒に汗を流す大竹市の市民文化の風土ができると期待しております。平成27年にはしっかり取り組んでいただけることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後の再開は午後1時を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時02分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（上野克己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いをいたします。

一般質問を続行します。

続いて、12番、原田 博議員。

12番。

[12番 原田 博議員 登壇]

○12番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。今一般質問は、さらなる健康づくり・増進に向けた施設のあり方についてです。御答弁につきましては、よろしくお願いをいたします。

市民の健康、安心の確保は、行政の運営上、極めて大きな課題です。特に高齢化に伴う医療費の高騰は、財政上からも問題点であり、高齢者、若年者、現役世代を問わず、生活者、市民の健康増進、維持は、本市が継続して取り組むべき最優先目標だと思えます。

さきに発行されました広報おおたけ5月号、平成26年度当初予算主要事業には、健康増進事業の拡充、総額9,269万円の内訳として、「生活習慣病やその他の心身の健康に関する事項について、正しい知識の普及により、市民の健康意識を高めるとともに、医療機関などと連携して市民の健康の保持及び増進を図ります。平成26年度からは、がんの早期発見・早期治療を促進するため、満40歳以上の方の大腸がん検診を無料化します。また、国民健康保険被保険者に対して、特定健康診査がより受けやすい健診にするため、自己負担額を無料とします」とあります。健康を重視した、本市の強い意志が伝わってきます。

しかしながら、今からは、それらの方向性を確認しつつも、さらなる健康増進、医療費の拡大を防ぐ事業が求められています。1つは保健・医療・福祉にかかわるさまざまな拠点づくりであり、他の事業との連携・共同が図られていく機能が今後は必要だと考えます。

つまりは、事業が効果的にできる体制・整備です。市民生活に密接にかかわります大きな予算をいかにして効率的かつ充実できるのか、限られた資産、今ある資源をどのように活用していくのか、まさに行政の役割だと思えます。

私としましては、継続しています事業の大切さは否定するものではありません。さらなる市民のための健康づくり、健康増進に向け、事業の見直しや新規事業が難しい環境であれば、それを是正・改善をしなければなりません。今後はその行方を注視していきたいと思っています。

さて、私は平成26年9月議会で、平成24年3月に社会教育施設の再編について基本方針として方向性が示されました公共施設「社会教育施設等」の今後の取り組みについてと題し、一般質問をいたしました。加えて、先ほどは細川議員が公共施設等の総合的な管理による老朽化対策の推進について一般質問されましたが、それらの答弁からも現時点ではいまだ具体的な結論に至ってはおりません。

だから、そのような状況下だから健康予防の事業が効率的・効果的に実施ができることを加味した施設再編が望ましい、目指すことが市民のためになるものと考えました。ついでには、さらなる健康予防向上を進めるに当たって、今後の展開についてのお考えを問います。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁につきましてはよろしくお願いいたします。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様にはいつも、そしていつまでもお元気で、この大竹のまちで過ごしていただきたいとの思いから、生涯元気な心と体づくりの基本目標は、わがまちプランの重点取組方向とさせていただきます。予防施策の大きな柱であります健診を実際に受けていただきました経験の上での御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、原田議員のさらなる健康づくり、健康増進に向けた施設のあり方についてお答えいたします。

平成25年度に市役所組織の機構改革を実施し、健康福祉部社会健康課として、より市民の健康づくり・健康増進を進めるための部署を設置いたしました。

これまでも健康づくり・健康増進の取り組みは進めておりましたが、国民健康保険の特定健康診査、がん検診の受診率の低迷などの課題がありました。そのため、大竹市医師会と健診を含め糖尿病対策の検討を行ってまいりました。医師会の先生方の御指導を受けながら検討した結果、普及啓発としての尿検査紙の配布や大竹ふれあい健康・福祉まつりでの血糖測定会の実施に至っております。

また今年度は、健診をPRするため、受診券を対象の方全てに配付しました。これまでは健診ごとに申し込みを受けて受診券を交付しておりましたが、これを事前に配付することで、申し込みをせずに医療機関で受診ができるよう、工夫をいたしました。

さらに、受診しやすい環境の向上を目指し、国民健康保険の特定健康診査の自己負担額を無料化し、特定健康診査と後期高齢者医療の方の一般健康診査と、同時に受診ができる大腸がん検診の自己負担額も無料化いたしました。

また、自己負担額が無料であれば、健診の受診勧奨がしやすいとの医師会からの御意見も伺っており、今年度の自己負担額の無料化を受けて、医師会の先生方には病院での受診勧奨をより積極的に行っていただいております。

個別の病院で行う健診とは別に、市が実施しています集団健診については、市制施行60周年記念事業として、広い駐車場が確保できる旧小方中学校の体育館で実施しており、健診を受けた方には健康手帳の配付、保健師による保健指導、本市及び大竹市公衆衛生推進協議会の健康づくり・介護予防などのパネル展示、大竹市地域包括支援センターの普及啓発、大竹市食生活推進協議会による健康クッキーの配布など、関係機関にも協力をいただき、市民の健康意識の向上のため、健康づくり・介護予防についてさまざまな方法でPRをしているところでございます。

集団健診につきましては、毎年、場所や回数、内容、日程等を実施しようとする施設で

実現できるかを検討しております。

また、さまざまな健康づくり事業や介護予防事業なども、それぞれ対象者の状況や環境を考慮しながら、実施場所や日程などを設定しております。

施設のあり方につきましては、現在、行財政システム改善推進本部において、全体的には今ある機能をなるべく補完できるように、社会教育施設等の再編についての各論を検討しているところでございます。

以上で、原田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 12番。

○12番（原田 博） 今、市長より御紹介いただきましたように、先日私は旧小方中学校の体育館で実施されました集団健診を受診しました。その受診しました項目は、血圧、採血、尿、それから特定健診、そして肺がん、胃がんです。今年度から特定健診、国保、大腸がん検診が無料になったということから、想像していたよりも多くの皆さんが受診されたように思いました。この業務につきましては、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構へ委託されておりますけど、保健師さんなど担当されました皆さんの親切な、そして心地よい対応には頭が下がりました。

さらには、先ほどのちょっと市長の答弁と重なるんですけど、今年度は市制60周年事業の一環として保健指導、保健手帳、またパネル展示など趣向を凝らした、まさに盛りだくさんな印象に残る、そういう健診だったと、そういうふうに思います。しかしながら、その旧小方中学校の体育館が健診に適した施設なのか、確かに広いんですけど、その日はとても寒くて、肺がんや胃がん検診は実は外にあります車の中で行われたので、ドアは常にオープン状態、お世話をいただく職員さん、また健診者などには寒さが厳しかったんじゃないかと、そういうふうに思います。感じた次第です。

また、今健診対象者は地区を限定したのではなく、全市的に広報、申し込みの受け付けから駐車場、トイレ、そして受診者、項目数など総合的に判断された結果、旧小方中学校の体育館に決定されたんじゃないかと、そういうふうにつけております。だけど、それじゃあ玖波、小方、そして大竹地区と地区を限定しての健診となると、受けやすい環境、そして適した施設が果たしてどこにあるのか、まさに市民目線に立ったその判断、決断、点検はとても難しい状況だと言わざるを得ません。つまりは、さきに述べましたようにトイレ、駐車場、冷暖房設備などの整備状況からしても、全てが満足される施設は残念ながら本市にはありません。いずれかを我慢、無理、そして検討、承知した上での健診場所となっているのが現状です。

あえて私が申し上げるものではなく、健康は個人一人だけの問題ではありません。家族の誰かが病気になったり体調が悪いと家族が不幸になります。言葉が適切ではないかもしれませんが、家庭が暗くにもなります。決して市長が求められております幸せな状況とは言えません。それら多くの市民の健康維持・増進に向け、側面からサポートしていくのが先ほども申し上げましたように行政の果たすべき重要な役割、責任だと私は理解しております。

それらを受け、医療費の適正化事業として、正しく知ろう医療費のことと題し、各種の

キャンペーン、また広報紙などを通じて健診を受けてほしい、市民の皆さんの健康をお守りするとの使命感、十分な願いを込めた仕掛け、動機づけに向け、社会健康課を初めとして親切・丁寧な情報、また活動を提供されております。それが先ほども御紹介がありましたように、さまざまな健康づくり事業や介護予防事業、あるいは市民の皆さんの健康サービス向上を狙いとした保健師さんなどによります新生児から高齢者までを対象にした家庭訪問や健康相談、健康教育など、直接的な保健指導や保健サービスなどの活動は一例でございます。

また普及啓発として、集団健診ができない方は個別的な健診も可能であるという形で、そのための健診、また、がんのそういうしおりなどもたくさんこういうふうには作成をされております。それでも受診するかしないかは個人の考え方ではありますが、さらに受診いただけるよう今よりも意識を高めていく努力を継続していただきたいと、個人的にはそう思います。

そのための大きな対応の一つが施設の整備、そして充実です。健診がやりやすい施設、エレベーター、駐車場、そしてトイレ、エアコン、スロープなどなど、いろいろな充実、部屋の確保だけではなく赤ちゃんから高齢者まで世代間の垣根を越えた周辺整備、インフラの整備など、理想的な行きやすい施設環境が思い浮かんでいきます。その究極が、集大成が健康保健センターの建設かも知れませんが、厳しい本市の財政状況を鑑みたとき、その実現性には極めて厳しいものがあります。短絡的に私はそれを提案はできません。

加えて先ほどは、施設のあり方については行財政システムを改善推進本部において、全体的にはなるべく補完できるように社会教育施設等の再編についての各論を検討しているとの答弁がありました。これからも具体的な施設の再編・整備には相当な時間がかかりそうであり、それらと並行した、そして先じた現行どおりの健診・健康増進を進めていく上には、私自身限界、そして不安も感じております。かかる状況、また実態、それらを理解・認識したとしても、高齢化に向けての医療費の高騰は待ったなしの想定です。その対策として、市民の皆さんの健康増進、健診が受けやすい環境づくりを目的とした取り組み、活動の一環としての施設の改善、施設の確保は、それらの解決への道しるべの一つだと自分自身は思います。るるたくさんの方の事を承知してみても、公共施設、社会教育施設の再編・整備よりも先行した取り組みに入れてほしい、すべきだと私は考えます。ついては、施設の整備・充実につきまして、さらに踏み込んだ市長のお考えをお願いします。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） 人の行動のやり方を変えていただくためには、障害となるハードルを低くすることが必要かと思えます。そのためには、ハードルそのものを下げていくのか、逆に踏み切りとなる地面を上げていくのかということになるかと思えます。

健診で申し上げれば、ハードルとは受診環境であり、ハードルを下げることは直接受診につながると思われる要因をふやすことだと考えます。今回の自己負担額の無料化や健診が受けやすい施設の充実などがそれに当たると考えます。

一方、地面を上げるということは、市民の健康意識の向上になるかというふうに思います。健康意識の向上につきましては、健康増進キャラクター・ゾウのしんちゃんを活用

するなど、できる限りわかりやすい普及啓発に取り組んでいるところでございます。しかし、全ての市民の皆様方に健康意識がすぐに浸透するものではなくて、地道に普及啓発に取り組んでい続けることが大切だと思っております。

ハードルにつきましては、ほかにもさまざまな要因がございますが、できることは実践し、できないことにおいても工夫をすることで、市民の皆様にも少しでも満足が得られるような取り組みをしていくことが重要だと考えます。

限られた資源を効率的に分配しながら、全体での満足の最大化を図る視点で考えますと、一つ選べば、他の可能性を諦めなくてはならないという厳しい現実があります。そう考えますと、本市の人口規模では単体の保健センターの設置に力を集中することは、今の状況では困難かと考えております。他の目的を持つ施設を有効に活用する方向をとらざるを得ないのではないかと考えております。

議員から御指摘いただきました健診を受けやすい施設という視点は、大変大切なことであると思えます。社会教育施設等の再編の検討に当たりましては、限りある資源でいかに効率的・効果的にできるかを考えてまいりたいというふうに思います。御指摘ありがとうございます。

○副議長（上野克己） 12番。原田 博議員。

○12番（原田 博） 最後に話をさせてもらいたいと思います。今後も健康福祉部、社会健康課、つまり設置した意義、そしてさらなる市民の健康づくり、健康増進が図られますよう、また果たせますよう、限られたそういう資産、また今ある資産をどのように活用していかれるのか、そのことを含め高齢化に向けた積極的な対応をお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

○副議長（上野克己） 続いて、2番、和田芳弘議員。

〔2番 和田芳弘議員 登壇〕

○2番（和田芳弘） 新生クラブ、和田です。空き家対策についてお聞きします。

我が国で空き家が増加する要因の一つに核家族があります。実家を相続しても外に持ち家を所有しているとか、県外に住んでいるとか、いろいろありますが、我が大竹市において市街地にある老朽化した家が20棟近くあると聞いています。台風や自然災害により倒壊するおそれや、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるなど、個人の財産とはいえ放っておくわけにはいかないと考えます。

本市において老朽化に対する市条例や空き家等対策計画を早急に進めてほしいと思えます。どのような対策を考えているかお聞かせください。よろしく申し上げます。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 空き家は、個人財産と行政のかかわりという大変難しい問題であろうかと思えます。御自身の足で歩かれ、御自身で耳で聞かれ、行動された結果を踏まえての御質問ありがとうございます。

それでは、和田議員の空き家対策についての御質問に答えさせていただきます。

管理が不十分な空き家は、老朽化による倒壊、ごみの不法投棄、放火等を招きかねず、

地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがありますが、個人財産のため、その取り扱いに行政がかかわることは困難でございました。しかし、少子化による人口減少や高齢者のみの世帯がふえていることなどにより、今後も空き家の増加が見込まれる中、環境改善のために、近年、自治体において空き家に関する条例を制定するなど、動きが活発になっております。

このような空き家問題は全国的な課題となっており、平成26年11月19日の臨時国会において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立したところです。この法律では、国は空き家等に関する施策の基本指針を策定し、市町村は空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画を定めることや、協議会を組織することが可能となっています。また、これまで個人情報保護の観点から利用できなかった固定資産税の課税情報を利用した空き家の所有者の把握、適正管理の指導や勧告、命令、そして従わない場合の行政代執行も可能となります。

広島県では、県、市町、関係団体から成る広島県空き家対策推進協議会を設立し、市町が地域の実情に応じて実行性のある空き家対策を構築できるよう、基本的な方向性と具体的な対策等を示す広島県空き家対策対応指針を今年度中に策定することとなっています。

本市におきましても空き家対策は重要な課題の一つと認識しており、昨年度は自治会連合会に御協力をいただきまして、アパート、マンション等を除く約1万戸を調査いたしました。その結果、空き家が438戸、このうち71戸について倒壊の危険性があると報告を受けております。今年度は、市職員がこの71戸の空き家の現地調査を行い、危険度の判定作業を行っているところでございます。

本来、空き家は所有者が適切に管理すべきものではございますが、本市においては現在進めている空き家調査と、法律に定められた空き家等対策計画の策定に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、和田議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 2番、和田芳弘議員。

○2番（和田芳弘） これは私の提案なんですけど、老朽化する家を速やかに解体していただくために本市で補助金を出す、または解体費用がすぐに都合のつかない家主に対して市がお金を一時的にお貸しする、3番目は解体後に固定資産税が約6倍ぐらい上がると聞いております。その固定資産税を一応3年間を据え置くとか、そういういろいろな対策を立ててもらえれば速やかに解体していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（上野克己） 答弁はありますか。

都市計画課長。

○都市計画課長（下隠俊作） それでは、先ほどの御発言に対しまして御答弁申し上げます。

先ほどの市長の答弁の中にもございますけれども、国のほうで基本指針を策定いたしまして、市町村が空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画を定めていくというふうになっておりますので、それらの中でどのようなことができるのかというところを検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（上野克己） 2番、和田芳弘議員。

○2番（和田芳弘） よろしくお願ひいたします。終わります。

○副議長（上野克己） 続いて、6番、乃美晴一議員。

〔6番 乃美晴一議員 登壇〕

○6番（乃美晴一） 民政クラブの乃美です。最後の質問になりますが、よろしくお願ひいたします。

先ほどの和田議員の質問というよりも市長答弁と重複する部分があるかと思いますが、御容赦いただきたいと思ひます。

本日は空き家対策の今後についてと市内街灯の管理についての2点について、質問をさせていただきます。

まず1点目、空き家対策の今後についてをお尋ねいたします。

総務省統計局が平成25年住宅・土地統計調査を発表して以降、新聞各紙で日本の空き家率が上昇している。何とか対策を講じなくてはならないと報じ始めました。この統計調査は5年に一度行われるため、5年前に比較して0.4%上昇し、総住宅数に占める空き家率は過去最高値である13.5%となっています。広島県も空き家率全国第10位となっており、全国規模と比較しても大きな問題を含んでいると言えます。空き家の増加の原因は一般的に少子高齢化と言われていますが、空き家率は地方都市のほうが首都圏に比較して高く、首都圏への人口移動も大きな要因になっています。

ことしに入つて、人口減少による消滅可能都市という言葉がクローズアップされました。本市も可能性の高い自治体であると私自身は考えています。同時に政府も地方創生を打ち出しましたが、現在その政策は国民の選択に任されています。

先ほど市長答弁にもありましたように、政府は衆議院の解散直前にまだまだ完全に対策を網羅していませんが、空き家対策に関する法律を成立させました。空家等対策の推進に関する特別措置法です。

一般的に空き家対策は2通りあると言われていています。1つ目は、放置され住居することができなくなった空き家に施す対策、2つ目は、放置されているが住居することが可能な空き家に施す対策です。前者に対する対策において、危険性を伴うものについては、法律の改正により前進することができました。特に空き家への自治体の立入調査が可能になったこと、固定資産税の税情報が利用できるようになったことが大きいと感じています。

本市の空き家対策の現状については、平成25年9月議会において細川議員が質問され、市内の実態調査を当局が約束されておられます。また、同じ答弁において、国の動向を踏まえて検討していくということを約束されておられます。その成果だと思ひますが、年が明けて平成26年2月、現在の空き家の状況が議会に報告をされました。実際に調査をされたのは自治会の皆さんだとお聞きしており、実際に歩いての調査だと伺っております。その結果、空き家の総数は438軒、明らかな空き家は325軒、老朽化した危険な空き家は71軒、空き家の可能性ありが42軒となっています。全国統計の数字で割り返すと、空き家が800軒という数字になりますので、意外と本市の空き家率は高くないとも言えます。

さらに空き家である可能性を示す数値として、上水道の閉栓届の数を調べてみました。

開栓している水道1万1,152件に対して1,619件が閉栓しており、全国統計の空き家率とほぼ同程度となっています。閉栓されている水道が全て空き家だとは思いませんが、一つの指標にはなるだろうと考えています。

昨年、生活環境委員会先進地調査において、足立区の空き家の適正管理に関する条例の勉強に行っていました。足立区では専門の調査員を雇用し、空き家の実態把握に努められていました。本市も、危険であると分類した71軒については戸別の調査が進んでいると思いますが、今後の法律の施行に伴い、踏み込んだ調査をされることを期待しています。

安全なまちづくりのための空き家対策は、さきの法律をもとに今後建築基準法の枠を超えた除却勧告、除却命令及び財政上の援助が可能だと判断しておりますので、今後の取り組みに期待しています。

これ以上に大切なのが、放置している、放置されているが住居可能な空き家に対する取り組みです。先ほどの自治会調べでは325軒に当たる空き家です。この中には賃貸物件等は含まれておりませんので、純粹に空き家です。ということは、全数ではないにしろ少し手を加えれば売却物件、賃貸物件になる可能性を秘めた空き家です。ここ1年間、市内の賃貸物件の件数の推移を見てきました。一戸建ての物件でいつ調べても、インターネットなんですが、大体6軒程度常時募集している状況です。

定住促進の観点からお伺いします。市長は、第五次総合計画の指標及びさきの日経新聞の取材に対しても、企業の通勤者に市内に在住してもらいたいと言われていています。そのため空き家バンクなどの掲載は見送っていると、過去答弁しておられます。市内にも私を含め賃貸で生活している方が多くいらっしゃいますが、賃貸物件情報は先ほど言ったように6軒程度です。優良な物件は賃貸情報が出にくいと聞いたことがあります。

市内大手企業の1社は、社宅の入居年齢を45歳までと決めました。今から3年間猶予はあるそうですが、社宅を退去する方が多くいらっしゃいます。また、今後も企業の社宅は縮小傾向にあると伺っております。退去される方の選択肢は2通りです。自家購入か賃貸への転居です。市内に優良物件がない場合には市外へ転出するしかありません。自家購入できる方は、たまたま南栄にある企業用地が近々住宅地として売り出される予定など、優良物件に恵まれる可能性もあります。しかし社宅には転勤族も多く、また定年後はふるさとに帰る計画を立てている方も多くあります。しかし、優良賃貸物件は市内に乏しいのが現状です。

空き家を賃貸として貸し出す機運が高まれば、企業従業員のみならず空き家バンクの活用などを初め、市外からの定住誘導の施策に取り組みやすくなるのではないのでしょうか。一戸建てを賃貸物件として貸し出すためには、家主の機運を喚起する必要があります。聞き取り調査及び論文等の調査によりますと、家を貸し出す妨げになるものは、老朽化による多額の改装費、借地借家法による家主の通告義務、墓、仏壇の存在など、各事情によりさまざまですが、多くの場合多額の改装費が主要因であると考えられます。

耐震性の確保のための補助制度はありますが、この補助で借家を改装された例というのは聞いたことはありません。家族5人が住める優良な戸建ての借家の充実も定住促進に大きな意味を持つと考えられますが、個人の資産ですが社会的インフラ整備の一環と捉え、

基準を設けて優良な改装には補助率2分の1上限100万円等の補助制度の創出をされては  
いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

次に、市内街灯の管理についてお伺いいたします。

現在、市内には道路灯、市営外灯、防犯灯など、さまざまな照明が設置されています。  
最近の健康ブームにより夜間ウォーキングなどをされている方もふえており、各種街灯の  
重要性は高まっています。私も市民の方からは明るくしてほしいとの要望をよく聞きます。  
関心の高い公設物ということが出来ます。

平成21年度、再編交付金を活用して防犯灯を全額補助で希望する自治会に設置し、市内  
計51カ所新設されました。このときの補助要綱はあくまで防犯灯であって、その消費電力  
は各自治会において負担するものと定義されています。土木課管理係に調べていただきま  
したところ、市内のいわゆる市営外灯の数は、沿岸部ですが1,983灯あり、そのうち441灯  
がLEDとなっています。先ほどの新設防犯灯もLEDであり、従来の外灯と比べると電  
気代も安価なものとなっています。

市内には、さらに市営外灯以外に過去自治会で設置した自治会外灯も数多く設置されて  
います。しかし、この自治会外灯は、各自治会により設置数が大きく異なります。市内で  
も自治会外灯を多く持つ自治会として南栄1丁目、本町1丁目、玖波4丁目などが挙げら  
れます。特に南栄1丁目では、市営外灯18灯に対して自治会外灯11灯と、他地区と比較し  
ても自治会外灯の割合が突出して高くなっています。ほぼ同じ居住状態にある西栄1丁目  
の33灯の市営外灯に対して3灯の自治会外灯と比べても、異常な数値を示しています。自  
治会外灯の設置経緯は現在では定かではありませんが、現在外灯の電気代及び修繕費が自  
治会財政の大きな割合を示すとお聞きしています。特に当該地区の自治会外灯は老朽化が  
激しく、このままでは外灯を撤去する以外に方法はなくなってしまいます。今後自治会外  
灯を多く使用・所有しているところも、いずれ同じ課題を抱えてしまうのではないかと危  
惧しています。本市は新たな外灯は設置しない方向を示していますが、このままでは暗い  
まちになってしまいます。基準を決め、年数の経過した自治会外灯を市営外灯として移管  
することを御提案申し上げますが、御所見をお伺いをいたします。

以上、檀上での質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 民間の企業の制度の変化や世の中の動き、そして市民の皆様の多くの  
御要望に応えられまして、本市の施策の方向性を提案をしていただきながらの御質問あり  
がとうございます。

それでは、乃美議員の御質問に答えさせていただきます。

1点目の空き家対策の今後についてでございますが、議員御指摘のとおり、市内には多  
くの空き家があり、増加傾向にあります。

中には、まだ十分に居住できる家であるにもかかわらず放置されているものもあります。  
持ち主が市外へ生活の拠点を移したり、高齢になって施設へ入所されたり、その要因はさ  
まざまかと思えます。

空き家対策は全国各地で取り組みが始まっているところであり、先月臨時国会で空き家対策の推進に関する特別措置法が成立したところでございます。

空き家の活用策として、他市の取り組み事例では、地域の交流や体験学習施設などとして改修する制度や空き家バンク制度などがあります。空き家バンク制度は、都市部からの移住者を呼び込むことで都市住民との交流促進や地域の活性化を図り、定住を促進する目的で行っているものが多く、広島県内でも山間部や島嶼部を中心に多くの市町で実施されています。

しかしながら、老朽化した空き家の改修費用や地域の受け入れ機運の醸成不足、空き家所有者の理解を得にくいといった問題から、制度が有効に機能していないところも少なからずあるようでございます。

これまで本市の定住施策は、市外から働きに来ている方々が結婚する際に新居を探したいと思ったとき、また家を建てたいと思われたときなどに本市を選んでもらいたいという考えのもとに進めてまいりましたので、他市に見られるような空き家バンク制度はこれまで実施してきていませんでした。

市内企業で働く方々が本市に生活の拠点を構えていただくという視点での空き家の利活用につきましては、課題などを分析した上で、本市としてどのような支援制度ができるかを検討していこうと考えています。

次に、安全なまちづくりのための空き家対策についてでございます。

和田議員への答弁と繰り返しになりますが、昨年度、自治会連合会に御協力をいただき、倒壊の危険性がある空き家が、議員御指摘のとおり71戸あることが報告され、現在、各戸の危険度の判定作業を実施しています。

また、特別措置法の成立により、これまで個人情報保護の観点から利用できなかった固定資産情報の内部利用や、空き家の所有者に対する適正管理の指導や勧告、命令、そして従わない場合の行政代執行も可能となります。

市町村がこれらの空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための協議会の設置や空き家等対策計画の策定についても規定されますので、本市においても検討を進めたいと思います。

続きまして、2点目の市内街灯の管理についてでございますが、夜間の事故や犯罪を事前に防止するため、市内各所に道路照明や防犯灯などの外灯を設置し、安全性を高め、市民が安心して生活できるよう努めているところでございます。

外灯は、市が設置し維持管理している市営外灯と自治会が維持管理しているものに分かれ、自治会が維持管理している外灯は沿岸部に約140基あります。この設置割合には偏りが生じており、約半数の自治会では直接管理する外灯を持っていませんが、10基以上の外灯を管理する自治会が4つあります。

少子化や生活スタイルの変化により、自治会会員の減少が進んでいますので、そのような自治会においては外灯更新の際にかかる多額の費用が自治会の会計を圧迫し、大きな負担になる実態もあろうかと思えます。

地域の安全性の確保を図る上において、地域における市民自治の母体となる自治会活動

に支障が生じないように、負担を軽減する策を考えることは重要であり、何らかの対策を考えていく必要があると感じています。

市では防犯灯設置補助金交付要綱を定め、昭和61年度から外灯設置の補助を行ってきたところですが、平成25年度からLED等の普及に伴い、補助金の限度額の引き上げなどの見直しをしています。

今後の自治会管理外灯の維持管理並びに更新のあり方など、柔軟な対応が図れるよう、さらなる見直しを含め改善に努めてまいりたいと思います。

次に、市営外灯のLED化を計画的に短期的に推進していくべきではないかとの御質問にお答えいたします。

現在、外灯の維持修繕は、照明器具そのものが老朽化し使用が困難となったものはLED灯へ更新していますが、電球の球切れには基本的に電球の交換で対処しています。平成21年度からLED化を進めた結果、平成25年度末現在、約2割に当たる441基の更新を終えています。

LED化は電球の長寿命化や省電力化が図られ、長期的に見れば維持管理費の削減につながるというメリットもありますが、依然として器具が高額であり、初期投資に多額に費用が必要なため、一斉更新ができていません。引き続き、LED機器の価格や蛍光灯機器の健全度を考慮しながら、計画的に更新を進めてまいりたいと考えております。

以上で、乃美議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 6番、乃美晴一議員。

○6番（乃美晴一） 御答弁ありがとうございました。

先に解体しなくてはいけないという危険な空き家ですね、これは先ほど和田議員への答弁にもありましたように、国の施策にのっとって着々と進んでいくのかなと期待はしていますが、そうは言っても主体的に行政で、地方自治体で動かないと何も始まらないと。危険な空き家は今調査していますよと言われましたが、今後は法律に基づいて立ち入りもできるようになりますよね、家屋内へ。そのときの証明書も多分大変なものをつくらんといけんのだろうと思いますけど、その立ち入りも含めてしっかり調査をしていただきたいという希望を持っています。

除却すべきものを、今まで建築基準法で是正勧告をできた部分に関しても新しい特措法で除却命令が出せるということになりますので、ぜひその辺も含めて、なかなか除却命令を出すのは難しいかもわかりませんが、周辺の住民の安全性の確保ということで、特に道路に面した空き家とか、そういった部分に関してはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、そちらのほうは粛々と進んでいくんだろうと今考えていますけど、後のほうで申しました空き家を有効活用しましょうというほう、やっぱりこれは難しいんですよ。いろんな例を調べても、先ほど市長が言われましたように、空き家バンクとして登録してみたり地域の交流拠点として改装してみたりと、尾道のほうでは空き家を宿泊施設にしてみたり、そういったいろんなことをやられているんですが、実際賃貸物件として空き家が出ると、空き家が賃貸物件に変わるというのは本当に家主さんの機運を醸成していかんと

しようがない、先ほど和田議員もおっしゃいましたけど、固定資産税がまだ法律改正になってませんので、現行の優遇制度が受け入れられるという状況の中で、固定資産税が多分変われば、先ほどの和田議員と反対ですけど、固定資産税の優遇制度が空き家と指定された場合に、優遇制度がなくなるという税改正がなされたら、少しは機運が高まるのかなというふうな思いもあるんで、その辺今後の国の議論にも期待しているところなんですけど、ぜひ、その優良な空き家を変えていきたい、貸していきたいという機運を盛り上げるのが本当に必要なんだなと。

そのためには、先ほどハードルの話がございましたけど、ハードルを下げるという意味では補助金の創設ということも考えられます。地面を上げるのであれば、先ほど言いましたように家主さんみんなが貸したくなるような環境をつくっていくということになるんだろうと思いますけど、補助金の創設について先ほど御検討いただけると、補助金に限ってじゃなくて、いろんな課題を整理しながら御検討いただけるといふ答弁をいただいていますので、今後また本当に期待するところですが、ちょっとだけお聞きしたいのは、特措法で固定資産データを利用できますよね。固定資産データを利用して空き家の家主さんに直接聞き取り調査を行ったり、老朽家屋だけじゃないですよ、優良な空き家とかで放置されて1年2年放置された空き家とかに、それか全家主さんに、先ほど441軒のうち三百何件と申しましたかね、ありましたね、そちらの危険でない家屋の家主さんに貸し出す意思はありませんかというようなアンケートをすることは実際可能なんですかね。その辺ちょっとわかりましたら教えていただきたいと思います。

+

○副議長（上野克己） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 先ほども都市計画課長が申しましたが、今後の検討課題としてどうやって進めてまいるかは検討中ということですけども、今の議員さんが申されました課題について可能かどうかという話は、当然その方針の中で決めてまいります。それで、具体的にスケジュール感が、今、国が講じる施策を明記する基本方針が平成27年2月末と、それから具体的な判断基準等の明記するガイドラインが平成27年5月ということが国のほうからお聞きしております。さらに広島県で空き家対策対応指針というものも平成27年2月策定というのを踏まえて、それらも参考にして、今議員の申されましたことを踏まえて対応・検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（上野克己） 6番、乃美晴一議員。

○6番（乃美晴一） 本当にちゃんと御検討いただきたいと思います。それで、先ほど45歳のピンポイントでお話をさせていただきましたけど、45歳が、皆さん想像していただきたいと思うんですが、45歳で家がなくなるんですよ。賃貸を探すと相当苦労するんで、実は、二十歳とか20代で賃貸を探すと、家主さんは貸しやすいんですよ、すぐ出ていくくれる。なるべく近いうちに出ていこうと。45で貸すと、いつまでいるんだろう、この人という、多分気持ちが働くんだろうと思います。なかなか厳しい状況が出てくるんですよ。私自身40で借家を探すのに相当苦労しましたんで、そういうことになるんではないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、本当に優良な空き家っていう、借家っていうのは、あかないように回るので

す。そのあかないように回るテクニックが多分ロコミなんです。そのロコミをどうにか利用できないかなというところもありますんで、ぜひそういった空き家情報とか、その辺をもっとオープンデータとして活用できるように、せっかく調べられたらしていただきたい。不動産屋さんがいつ見ても、ここの空き家は、貸す意思があるかどうかは別として、ここは空き家ですよというのが、不動産屋さんとか外から見たら貸しそうな空き家だなど多分わかっていただけだと思いますんで、そういったデータを今後オープンにしていただけたらというふうに思っていますんで、よろしく願いをいたします。

次の街灯に移らせていただきますが、この街灯の話がややこし過ぎて、私自身もわかりにくいんですね。市内にある街灯っていうのは、ほとんどの市民の方は市で管理している街灯だろうというふうに実は思っています。街灯の球が切れると私のところにもよく電話がかかるんですよ。どここの街灯が切れとるんでって。行って私が確認するのは、市営外灯か中電の街灯かどうなのか、どこの街灯なのかすぐ確認するんですけど、意外と自治会外灯というものもあるんですね、やっぱり、本当にね。

自治会外灯の、あつてはいけないというのではないんですが、昔地元の有力者みたいな方が、有力者じゃないですね、善意をお持ちの方が寄附をして外灯を建てられたと。電気代は、そのときはみんなで持とうやと言っていたんだらうと、そういうのが何件か重なって多い地区少ない地区があるんだらうというふうに思います。昔あったんで、その後行政が外灯を建てようとしたときに、外灯整備をしようとしたときに、もう既にあるんで、そこを飛ばしたという状況も多分発生したんだらう。予想ですよ、昔のことなんでわかんないんですけど、多分そういう状況でないと、南栄1丁目の例だと考えにくいんで、そういうことがあったんだらうというふうに思いますんで、その辺も含めて、その辺の感情とか気持ちとか過去の経緯を含めて御検討を今後いただきたいと思います。

それからLEDにしたらどうかって直接は言ってないんですけど、LEDにしたらいよいよねっているところで話をしています。LEDが441灯ありましたね、沿岸部だけじゃないと思いますけど、沿岸部だけでいくと何分の1ですかね、1,900分の400ですから、そのぐらいの数しかまだなってないです。それが1、2、3、4、5年間でそのぐらいです。このまま外灯が壊れる端から変えていくと20年かかるのかなって感じも、今のペースでいくと20年以上かかるのかなって思いますんで、ぜひ早目に全てLED化をしていただければ維持管理費も下がりますし、電気代も下がりますよねという話をさせていただいたんですが、そこで電気代も実は調べていただいたんですね、過去5年間。そうすると、こんなに電気代を払うとは思わなかったんですけど、平成21年の電気代が1,100万円、約1,160万円ですね。LEDがどんどんふえていって電気代下がってますよねって言ったら、電気代が平成25年度で1,280万円と、電気代がふえてますねって、何ですかねって言ったら単価が上がっていますと。LED化する端から電気代が上がっていますというちょっと複雑な状況をいただいたんですが、それでも全数がLEDになれば必ず下がってくると思っていますんで、LEDが普及してくると同時に多分電力単価も今後下がるのかなってちょっと期待もしていますんで、今後推進を早目に、先ほどの御答弁では、初期投資が高いんで今までのペースと変わりなくやっっていこうというふうにおっしゃいましたけど、

LED化についても何らかの財政措置を、環境関連の財政措置があれば一番いいんですが、財政措置がついたときにはぜひ実施をしていただきたいと思いますと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

市営外灯の対策については、自治会外灯の対策を講じていただけるということでしたが、まだ具体的にはどうしたらいいよねっていうのはないですよ。私、先ほど、20年ぐらいたったら、今も新設の自治会外灯はありますよね、補助要綱に基づいて。それで、20年間ぐらい自治会で電気代を負担し続けたら、もう減価償却が終わりましたという感覚ですね、その時点で市営外灯に切りかえましょうという方法があれば、将来のことがあるんで自治会外灯はつくれないねと思っている方もたくさんいらっしゃると思うんですよ。そういう将来の見込みがあれば、自治会外灯も今だけ負担すりゃええんですよっていう考え方もできると思いますので、ぜひその辺も検討に加えていただければなというふうに思っています。今のところ考えがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思いますのですが、なければ結構です。

○副議長（上野克己） 土木課長。

○土木課長（平田安希雄） 先ほど議員さんのおっしゃるとおりLED化したところでございますが、電気代の高騰で経済的になかなか難しいということでもございました。20年間で減価償却が終わって云々という話でもございましたが、これに踏み込むのはなかなか難しい面もございます。ただ、先ほど市長の答弁にもありましたように、今後の維持管理の仕方とか含めてどのようなことができるかというのは、さらに柔軟的に考えていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（上野克己） 6番、乃美晴一議員。

○6番（乃美晴一） ぜひ前向きな御検討をお願いをいたしまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（上野克己） 以上で、一般質問を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

なお、再開は14時20分を予定いたしております。よろしくお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

14時06分 休憩

14時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第9 〔一括上程〕

議案第60号 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定について

議案第61号 大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 議案第66号 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第67号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第71号 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第72号 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について
- 議案第73号 大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定について

○議長（寺岡公章） 日程第3、議案第60号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定についてから、日程第9、議案第73号大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定についてに至る7件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 正木丈治 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 議案第60号、議案第61号、議案第66号、議案第67号、議案第71号から議案第73号までの7件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第60号と議案第61号につきましては、平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、これまでの法令で定められておりました指定介護予防支援事業者の指定に関する基準その他の基準について、市町村が条例で定めることとなったことに伴いまして、2つの条例を制定しようとするものでございます。

条例での規定に当たりましては、従うべき基準とされているものにつきましては、国の基準どおりの内容としております。その他の参酌すべき基準とされているものにつきましても、基本的に国が定める基準のとおりとしておりますが、一部に規定を追加しているところがございます。

それでは、初めに議案第60号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

改正介護保険法第115条の46第5項におきまして、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するに当たり、遵守すべき基準を市町村の条例で定めることとなったことを受け、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容を御説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条は従うべき基準であり、職員に係る基準及び員数を定めております。第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1名、専従で配置しなければならない旨を規定しております。

第3条では、その他の事項に係る基準として、地域包括支援センターは、被保険者が可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供しなければならないこと、また、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することを定めております。

最後に本条例の附則でありますが、条例の施行期日を平成27年4月1日と定めており

ます。

続きまして、議案第61号大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例は、改正介護保険法により市町村の条例で定めることになりました、指定介護予防支援に関する基準及び基準該当介護予防支援に関する基準並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に関する基準を定めようとするものでございます。

まず、第1条及び第2条は、第1章として、全体の総則を定めており、本条例の趣旨及び指定介護予防支援の事業の実施等に当たっての基本方針を定めております。

第2章は人員に関する基準であり、事業所に置くべき従業員の員数や管理者の配置等について規定しております。

第5条から第29条までは、第3章といたしまして、運営に関する基準についての規定となっており、重要事項に関する規定の制定義務や従業員の勤務体制の確保、守秘義務等について規定しております。

なお、第29条では、従業者、設備、備品並びに会計に関する諸記録及びサービス提供に関する記録について2年間の保存義務について定めておりますが、第3項におきまして、介護予防サービス計画費その他の利用料に関する記録を5年間保存しなければならない旨を規定しております。厚生労働省令に本項の定めはなく、独自に追加した規定でございますが、その理由につきましては、予防報酬の返還請求の消滅時効が5年であることに鑑み、2年間の保存期間では事務に支障が生じる可能性があるため、報酬に係る記録については保存する期間を5年と定めたものでございます。

続きまして、第30条から第32条までは、第4章として、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めており、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、指定介護予防支援の具体的な取扱方針や留意点を列記しております。

第33条は、第5章として、基準該当介護予防支援に関する基準を定めておりますが、基準該当介護予防支援についても指定介護予防支援と同様の規定が適用されるよう準用規定を設けているものでございます。

最後に本条例の附則でございますが、附則第1項におきまして条例の施行期日を平成27年4月1日と定めております。

附則第2項では、先ほど御説明いたしました独自に追加した規定についての経過措置を定めております。

また、附則第3項におきまして、改正前の介護保険法の規定では、指定介護予防支援事業者を指定する際の欠格要件として「申請者が法人でないとき」と定められておりましたが、法改正によりこの要件は、「市町村の条例で定める者でないとき」と改められたことから、国の基準と同様に指定介護予防支援事業者の指定要件を法人とする旨の規定を大竹市介護保険条例に追加しようとするものでございます。

以上で、議案第60号及び議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第66号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、大竹市総合福祉センターの利用機会の拡大や利用者負担の軽減を図る観点から、大竹市総合福祉センターの利用料金の額を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、利用料金の設定基準として、まず午前、午後、夜間等の時間帯別の料金設定となっていたものを1時間当たりの設定とし、これまで冷暖房設備を使用する場合は料金に加算する設定となっていたものを、冷暖房設備の使用を含んだ料金設定としております。

次に、営利を目的とした利用については、施設の有効活用を図るために、施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において使用を認めることとし、定額の10割を増徴する料金設定としております。

なお、改訂利用料金の算定方法についてでございますが、各部屋の午前、午後、夜間等の時間帯別利用料金の合計額をその利用時間の合計額で除して、1時間当たりの金額を算出しております。

最後に附則でございますが、条例の施行期日を平成27年4月1日と定めたものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

続きまして、議案第67号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本議案は、平成26年11月19日付で、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、大竹市国民健康保険条例の一部も同様に改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、健康保険法施行令第36条で定める出産育児一時金の金額が変更されたことに伴いまして、大竹市国民健康保険条例第4条の2第1項で定めております、出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に引き上げ、加算額を3万円から1万6,000円に引き下げるものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

続きまして、議案第71号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市総合福祉センターにつきましては、平成18年4月から指定管理者制度に移行し、指定管理者として社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定しております。指定期間が3年となっておりますので、平成21年度、平成24年度と2回再指定しておりますが、このたび平成27年3月31日を持ちまして指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理の選定が必要となります。

選定につきましては、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が平成18年度から指定管理者として管理運営業務を遂行されてきた実績に加え、大竹市総合福祉センターの開設以来当該施設内に事務所を設置しており、施設管理に精通し円滑な管理が見込まれること、また大竹市総合福祉センターの施設事業と社会福祉法人大竹市社会福祉協議会の自主事業が極

めて関連しており、当該団体が当該施設の指定管理者となることで施設と事業を一体化した効果的かつ効率的な事業の推進が可能となり、市が実施する福祉施策と相まって、より地域住民に密着した福祉事業の展開が可能となることが見込まれることから、当該施設の指定管理者として社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

続きまして、議案第72号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市養護老人ホームの管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人広島友愛福祉会を指定しております。指定期間につきましては、福祉制度における健全かつ適正な措置等の確保を図るため、複数年指定することで制度のメリットを生かし、よりよい管理運営ができると判断し、3年間となっておりますが、このたび平成27年3月31日をもちまして指定期間が満了することに伴い、引き続き社会福祉法人広島友愛福祉会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

社会福祉法人広島友愛福祉会は、養護老人ホームゆうあいの里に隣接した特別養護老人ホームゆうあいホームを運営しており、介護・福祉サービスの質を高めながら事業運営の効率・効果を図り、経営基盤の強化を図っております。

また、当施設は特定施設入所者生活介護の指定を受けており、利用者本位、自立支援、生活の質の向上、家族介護者支援を方針として運営に取り組んでおります。

このようなことから、社会福祉法人広島友愛福祉会を大竹市養護老人ホームの指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

最後に、議案第73号大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

児童館の管理につきましては、大竹市が設置する児童館の指定管理に関する条例第5条に基づき、平成18年4月1日から指定管理者制度に移行し、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定しております。

阿多田児童館につきましては、施設の開設以来、大竹市社会福祉協議会が、その管理運営に携わっておりまして、長年地元の関係者の皆様と緊密な連携のもと、阿多田児童館の管理運営を適正に実施してまいりました。

このたびの議案は、平成27年3月31日をもちまして指定期間が満了いたしますので、平成27年度から平成29年度までの3年間、引き続き社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を阿多田児童館の指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、栗谷児童館につきましては、現在休館しておりますので、平成27年度から指定管理の対象施設から除外する予定でございます。

以上で、議案第60号、議案第61号、議案第66号、議案第67号、議案第71号から議案第73号の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております本7件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第11〔一括上程〕

議案第62号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第69号 大竹市放課後児童クラブ条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第10、議案第62号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第11、議案第69号大竹市放課後児童クラブ条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 議案第62号及び議案第69号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第62号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国の省令で定められた基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることが義務づけられることになりました。これにより、本条例を制定し、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、心身ともに健やかに育成されることを目指すものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条から8条までは、条例の趣旨、目的、放課後健全育成事業の一般原則及び職員の一般的要件等を規定したものでございます。

第9条には専用区画や設備の基準について、第10条には職員の要件や1クラスごとに職員を複数配置すること及び児童の集団の規模などを規定したものでございます。

なお、児童の集団の規模につきましては、国の参酌すべき基準ではおおむね40人以下となっておりますが、本市の実情を考慮しておおむね45人以下に変更して、より多くの児童を受け入れたいと考えております。

第11条から第18条までは、衛生管理、運営規程及び帳簿の整理等について規定してございます。この中では、第12条で、虐待等を発見した場合は通告することや関係機関と連携することについて独自規定を設けています。

第19条から第23条までは、保護者との連絡、関係機関との連携等を規定してございます。

なお、第22条は、大竹市暴力団排除条例の基本理念にのっとり、放課後児童健全育成事業から暴力団を排除するため、独自規定を設けています。

終わりに、附則として、第1項において施行期日を、第2項では職員の研修について定めております第10条第3項の規定の適用について、経過措置を規定したものでございます。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

続きまして、議案第69号大竹市放課後児童クラブ条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の利用対象者が、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校6年生までになったことに伴い、本市の放課後児童クラブにおきましても同様に小学校6年生まで利用対象を拡充しようとするものでございます。

また、あわせて条文の整理と字句の修正を行うものでございます。

以上で、議案第62号及び議案第69号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

事前に申し入れはいただいておりますが。

どうぞ、16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 今、提案がありました議案については先ほど一般質問でいろんな項目の質問をさせていただいたんですが、時間の関係で聞きたいところが一、二あったんですが、この機会に改めて質問させていただきますが、現行の状況では大竹、小方、玖波というふうに、学校区ごとに言えば大体6クラスで運営がまあまあ順調にというふうに聞こえるんですがね。それで来年4月1日からになると、この放課後児童クラブというのは制度が変わって6年生まで収容せにゃいけん。そうなる、小方にしても玖波にしても若干現在の状況よりは変わるんじゃないかと思えます、児童数にしても。そうなった場合に受け入れる体制がどうなるかということの一つは一般質問で聞いたかったんですが、時間の関係でそこは落としましたんでね。

小方学園の場合も小方ヶ丘の住宅ができて児童数がふえると、そうするとここに規定する45人を超えるというふうなことにもなりかねん、そういう見通しもあると思うんです。それから玖波について言えば、今から耐震化のための工事が始まりますから、工事期間中は今施設として使っている学校が使えない。この工事期間も聞けば1年半ぐらいかかる。その間、放課後児童クラブ活動というのは開催ができません。こういう問題があると思うんです。そういうことについてどういう対応がされるのか、可能な範囲の対応をやっぴりこの機会に聞かせてもらわないと、いきなり今まで放課後クラブ活動をやっていた児童が、今のような事情で休止だと、それから申し込みをしても、もう定員オーバーじゃけえだめよというふうな扱いを受けるんでは、せつかくの法の趣旨を生かすということにならんわけですから、今言ったような状況がもう目に見えてると、ここのところの対応をどうするかということについては非常に大事な問題だと思うんで、ひとつ教育委員会なり担当のほう

でお考えなり取り組みの方向性について明確な説明をしてもらいたいんですが。

○議長（寺岡公章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 今の御質問の件なんですけれども、一般質問で教育長のほうが申しましたように、4月1日から法律が変わったということで高学年を、全学年を全て受け入れるということは基本的におっしゃるように非常に困難、教育長が御答弁したとおりです。ただ、4月からは法律は変わります。できるだけ現状や緊急度に応じて受け入れていくように対応を考えるというように申し上げました。

4月の現状なんですけれども、今山本議員がおっしゃったように、玖波小学校については新校舎の建てかえのための工事を行っている。中学校に移っても、今1年生から3年生までの児童・子供たちは受け入れ体制、これはできています。ちょっと先に進みますと、小方について言えば、小方学園は今現在80名の方がいらっしゃいます。玖波については三十数名、小方については八十数名、小方学園も小方ヶ丘ができたりアクラスができたりして児童がふえているという状況はあります。

ただ、小方についても玖波についても言えることは、まず大竹についても言えることなんですが、234名の全登録児童数がいますよと。ただし定員はもうこれは90%に達していますという話をさせていただきましたが、以前児玉議員の御質問にもお答えしましたときに、今の利用率が延べて約80%、そういうことになれば、まだ若干の余裕があるというふうに思っています。それと45人に、国が示す基準は40名、おおむね40名ですよということなんですが、45名にした理由は、できるだけたくさんの子供たちを受け入れたい。ただ、受け入れることに当たって、この法律の改正の趣旨は就業支援と子供の支援、この2つにあります。そうすると、人数をふやすことによって1クラスが若干大きくなる可能性があります。ただし、そのことによって本当に子供をどうしても預けたい保護者の方を一人でも多く救うということは可能になります。この辺が若干の相反する部分がありまして、そこで大竹としては教育委員会としては、まずおおむね45名に改める、そうして指導員等は今充実していますんで、さらなる充実が必要であれば、もう数名の指導員を配置することにもなりましょうが、これを改めることによって少しでも多くの子供を受け入れていきたいというような思いであります。ただ、そのためには選考基準を教育長言いましたように設けたり、選考基準も今、子ども・子育て支援計画策定会議が開かれていますし、どのような方々を優先するかということは今からしっかり考えて、一人でも多くの困っている方、緊急を要する方を一人でも入れていくように対応していきたい、今はそう思っています。よろしくをお願いします。

○議長（寺岡公章） 端的にお願いします。16番。

○16番（山本孝三） そうすると、小方や玖波については選考基準を今からつくられて、その選考基準に基づいて受け入れる人数を決めるということになるんですが、それはちょっと問題がありやせんか。選考基準なるものも、これは今から総務文教委員会へ付託されている議論になるでしょうが、委員会審査の際に選考基準なるものも提示されるんですか。

大竹では大体8割にせよ9割にせよ、児童が公平にクラブ活動に参加できるが、地域に

よったらそれができんというようなことになっても困ると思うんよね。押しなべて大竹も選考基準を設けて現在の45人を維持しながら、それ以上になれば選考基準でふるいにかけるわけですか。私は、少なくとも希望があればどなたであっても受け入れるというのがベターじゃ思うんですが、地域によってそういう差があっても好ましくないと思うんですが、そこのところは重々考えて、この法の趣旨に従った運営なり施設の確保なりすべきではないかと思うんですが、再度そのことについて説明なりお願いしたいです。

○議長（寺岡公章） 山本議員、中身につきましては、この後常任委員会のほうに付託されて、その中でしっかりと審査される予定になっておりますので、この上程につきましての御質疑というところで何か教育委員会のほうからお話があればお願いします。

はい、どうぞ、生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 今の山本議員といろいろお話ししている中のやり方等については今から考えていきたい部分、それと子ども・子育て支援計画策定会議の状況を見ながら、大竹の実情をしっかりと探って、本当に必要なものを考えていきたい、この議案の中身については何もございません。以上です。

○議長（寺岡公章） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第12、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 太田勲男 登壇〕

○総務部長（太田勲男） 議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように人事院は、去る8月7日に国家公務員の給与等に関し、若年層を中心に俸給月額引き上げ及び期末・勤勉手当の支給月数について0.15月分の引き上げ等の実施をするよう勧告いたしました。

この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決され、公布されたところでございます。

本市におきましても県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じ職員の給与改正等を実施しようとするものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第1条は、勤勉手当の支給月数について0.15月分引き上げるとともに、若年層に重点を

置きながら給料表の給料月額を改定するものでございます。

第2条は、平成27年度以降の勤勉手当の支給月数を、6月及び12月期それぞれ0.75月に改めるものでございます。

次に附則第1項でございますが、この条例の施行日を公布の日とし、第2条による改正規定の施行日を平成27年4月1日としたものでございます。

附則第2項は、給料表に関する改正規定を平成26年4月1日にさかのぼって、また勤勉手当に関する改正規定については平成26年12月1日にさかのぼって適用することとしたものでございます。

最後に附則第3項でございますが、この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定しているものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第63号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第15〔一括上程〕

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第64号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第13、議案第59号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてから日程第15、議案第65号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第59号、議案第64号及び議案第65号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第59号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、御説明申し上げます。

御承知のように固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。

この委員のうち、前田興二氏が平成27年3月4日をもちまして任期満了となります。前田氏は平成21年3月5日から固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたし

たく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

続きまして、議案第64号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の引き上げに伴い、議会の議員に支給する期末手当を0.15月分引き上げるものでございます。

次に附則第1項でございますが、この条例の施行日を公布の日とし、第1条の改正規定を平成26年12月1日にさかのぼって適用し、また第2条の改正規定については平成27年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項でございますが、この条例の施行日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の期末手当の内払いであるという事務処理上の措置を規定しているものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

続きまして、議案第65号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の引き上げに伴い、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当を0.15月分、引き上げるものでございます。

次に附則第1項でございますが、この条例の施行日を公布の日とし、第1条の改正規定を平成26年12月1日にさかのぼって適用し、また、第2条の改正規定については平成27年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項でございますが、この条例の施行日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の期末手当の内払いであるという事務処理上の措置を規定しているものでございます。

以上で、議案第59号、議案第64号及び議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第59号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

議案第59号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、これに同意することに決しました。

議案第64号及び議案第65号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第68号 大竹市公園条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第16、議案第68号大竹市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 大和伸明 登壇〕

○建設部長（大和伸明） 議案第68号大竹市公園条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

晴海臨海公園につきましては、隣接する商業地区と一体となって、市内の方はもとより市外の子供からお年寄りまで、多くの方がスポーツやレクリエーションなどを楽しめる公園となることを目標として整備を進めております。

今回の条例の一部改正の目的としましては、平成27年4月より晴海臨海公園を供用開始するに当たって、球技場や照明設備など諸施設を有料公園施設として新たに条例の中に追加し、使用料を設定するものでございます。また、テニスコートについては、施設周辺にトイレ棟や駐車場などの利便施設が整い、利用者へ一定のサービス向上が図れることから、使用料を改正しようとするものでございます。

大竹市公園条例第6条の2では、有料公園施設は別表第1に掲げる公園施設となっております。今回の条例の一部改正は、この別表第1の改正でございます。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げます。

晴海臨海公園のテニス場につきましては、テニスコートの使用料設定において、現条例では市内在住者と市外在住者の区分としておりましたが、高校生以下と一般の区分に改めます。テニスコート使用料は1面1時間につき高校生以下が240円、一般が490円とし、照明設備の使用料は1面1時間につき390円として定めるものでございます。

次に球技場につきましては、グラウンドの使用料はテニスコートと同様に高校生以下と一般に区分し、1時間につき高校生以下が540円、一般が1,080円とし、照明設備の使用料は全灯の場合1時間につき4,120円として定めるものでございます。

次に管理棟の諸施設の使用につきましては、会議室が1時間につき490円、シャワー設

備が1人1回につき100円として定めるものでございます。

また、テニス場及び球技場において大会の開催などで使用を想定している放送設備の使用料については、ともに一式1回につき690円として定めるものでございます。

なお、今回、さかえ公園については表を分けておりますが、現内容のままでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第68号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第17 議案第70号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

○議長（寺岡公章） 日程第17、議案第70号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 議案第70号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

小栗林の集会所は、平成10年に整備され、小栗林自治会が無償で管理を行ってまいりましたが、平成18年度からは小栗林自治会を指定管理者として指定し、無償で管理を行っていただいております。平成27年3月31日で3年間の指定期間が満了いたしますので、市としましては、施設の設置の経緯や集会所の本来の目的からも引き続き小栗林自治会を指定管理者として指定することが最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第70号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第23 〔一括上程〕

認 第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度大竹市一般会計補正予算（第3号））

議案第74号 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第75号 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺岡公章） 日程第18、認第12号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度大竹市一般会計補正予算（第3号））から日程第23、議案第78号平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る6件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 認第12号、議案第74号から議案第78号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第12号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

本件は、11月18日に衆議院の解散が表明されたことにより、早急に選挙事務に着手する必要が生じたため、その予算措置が必要となりましたが、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月19日付で専決処分をしましたので、これの御承認をお願いするものでございます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算総額に1,622万8,000円を追加し、予算総額を138億2,469万4,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、主に投開票管理者・立会人報酬126万8,000円、職員手当等780万9,000円、通信運搬費143万1,000円、ポスター掲示場設置等委託料149万4,000円、備品購入費118万8,000円を追加し、歳入として、衆議院議員選挙費県負担金1,622万8,000円を追加したものでございます。

続きまして、77ページからの議案第74号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号）から、御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億7,981万5,000円を増額し、予算総額を141億450万9,000円にするとともに、債務負担行為及び地方債の補正をするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により87ページの歳出から御説明いたします。

各費目に共通する内容といたしまして、先ほど御提案申し上げました議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例（案）、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）及び9月議会において議決をいただいております市長の給与の特例に関する条例によるものと、当初予算成立後の職員の人事異動等及び災害復旧に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、議員期末手当を108万円増額、特別職・一般職の給料、職員手当及び共済費をまとめまして5,227万5,000円の増額としております。

人件費については調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下ではこの部分についての説明を省略させていただきます。

第2款総務費につきましては、児童手当等に係る国庫支出金の前年度精算金として国庫補助金等返還金を184万1,000円、地方税法の一部改正に伴う軽自動車税のシステム改修を167万4,000円計上するものでございます。

第3款民生費の主な内容といたしましては、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業に要する経費を37万5,000円、再編交付金を財源として、こども医療費の助成事業及び公立保育所の支援保育士の配置を行うためのにこにここども基金への積立金を1億6,100万円計上するものでございます。

また、保育所入所児童の増加により、私立保育所への運営補助金を1,596万1,000円増額するものでございます。

第4款衛生費につきましては、再編交付金を財源として、妊婦健康診査等の事業を行うための健やか安心基金への積立金を7,388万3,000円増額するものでございます。

第8款土木費につきましては、再編交付金事業を執行見込みにあわせて1,126万6,000円減額するものでございます。

第9款消防費の主な内容といたしましては、再編交付金を財源として、消防団の活動服の整備費473万5,000円を計上するものでございます。

また、落雷による故障箇所の修繕等、防災行政無線の修繕料を104万4,000円増額するものでございます。

第10款教育費につきましては、再編交付金事業を執行見込みにあわせて2,523万1,000円減額するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、85ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第9款地方交付税につきましては、普通交付税の額が確定いたしましたので、5,576万4,000円を増額するものでございます。

第11款分担金及び負担金につきましては、保育所入所児童の増加に伴う保護者負担金を442万2,000円増額するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、2億1,994万円増額するものでございます。

主な内容といたしましては、歳出に計上してあります私立保育所等児童運営費負担金に対する国庫負担金を578万1,000円増額しております。

また、再編交付金につきましては、追加事業に対する交付金を増額するとともに、事業の執行見込みにあわせて整理しているものでございます。

第14款県支出金につきましては、371万5,000円増額するものでございます。

主な内容といたしましては、歳出に計上してあります私立保育所等児童運営費負担金に対する県負担金を289万円増額するものでございます。

第17款繰入金につきましては、5,874万6,000円減額するものでございます。

主な内容といたしましては、このたびの補正予算における財源調整として、財政調整基金繰入金金を4,268万9,000円減額するものでございます。

第20款市債につきましては、5,472万円増額するものでございます。

内容といたしましては、臨時財政対策債を1,192万円、公共施設災害復旧事業債を4,280万円増額するものでございます。

続きまして、81ページの第2表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要がありますので、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

82ページからの第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

以上が、議案第74号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、107ページからの議案第75号平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ230万円を増額し、予算総額を38億1,902万4,000円にするとともに債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

歳入歳出予算の内容といたしましては、一般職給料、職員手当、職員共済組合等負担金を合わせて230万円減額し、歳入の一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

続きまして、108ページ、第2表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要がありますので、債務負担行為の変更をするものでございます。

続きまして、114ページからの議案第76号平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ185万円を増額し、予算総額を4,780万4,000円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職給料、職員手当、職員共済組合等負担金を合わせて185万円増額し、歳入の前年度繰越金で財源調整をいたしております。

続きまして、120ページからの議案第77号平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ161万円を増額し、予算総額を26億8,758万5,000円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職給料、職員手当、職員共済組合等負担金を合わせて161万円増額し、歳入の一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

続きまして、127ページからの議案第78号平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ30万円を増額し、予算総額を4億1,054万3,000円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職給料、職員手当、職員共済組合等負担金を合わせて30万円増額し、歳入の一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

以上で、認第12号、議案第74号から議案第78号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、認第12号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、認第12号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認第12号を採決いたします。

認第12号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、認第12号は、これを承認することに決しました。

議案第74号から議案第78号に至る5件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第24 議案第79号 平成26年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（寺岡公章） 日程第24、議案第79号平成26年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 稲田正文 登壇〕

○上下水道局長（稲田正文） それでは、議案第79号平成26年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの公共下水道会計の補正予算につきましては、当初予算成立後の職員の給与改定に伴います人件費の補正予算をお願いするものでございます。

それでは、その内容でございますが、資本的支出予算に下水道事業企業職員の手当等を増額するため13万3,000円を増額し、総額を5億7,538万6,000円とするものでございます。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額も13万3,000円増額となるため、不足額の総額を2億9,281万8,000円に改め、その補填財源である当年度分損益勘定留保資金も13万3,000円増額し、総額を6,854万2,000円に改めるものでございます。

また、予算第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費を13万3,000円増額し、総額を4,243万9,000円に改めようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第79号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 平成26年請願第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択について

○議長（寺岡公章） 日程第25、平成26年請願第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成26年請願第5号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第26 平成26年陳情第1号 大竹市議会議員定数の削減を求める陳情について**

○議長（寺岡公章） 日程第26、平成26年陳情第1号大竹市議会議員定数の削減を求める陳情についてを議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成26年陳情第1号は、議会運営委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月5日から12月17日までの13日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、12月5日から12月17日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。  
この際、御通知申し上げます。

12月8日午前10時から総務文教委員会を、12月9日午前10時から生活環境委員会を、12月10日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、12月11日午前10時から安心安全対策特別委員会を、その終了後、議会運営委員会を、その終了後、議会改革調査会をそれぞれ第1委員会室において開催する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

12月18日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

15時21分 散会

+

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月4日

大竹市議会議長 寺岡 公 章

大竹市議会副議長 上野 克 己

大竹市議会議員 山崎 年 一

大竹市議会議員 細川 雅 子

+

+

+